

「RD問題 滋賀県と周辺自治会の皆さんとの話し合い」の概要

日 時：平成24年 7月 2日（月） 19：00～21：50

場 所：栗東市コミュニティセンター葉山東 大ホール

出席者：（滋賀県） 北村部長、藤本管理監、中村課長、岡治室長、井口参事、伊藤主幹、平井副主幹、松村副主幹、秦副主幹、白井主任技師、川端主任技師、末次主任主事

※コンサル2名

（栗東市） 武村部長、井上課長、太田係長、梅田主事

（連絡会） 赤坂、小野、上向、中浮気団地、日吉が丘、栗東ニューハイツの各自治会から計23名（北尾団地自治会：欠席）

（傍 聴） 1名

（市会議員） 大西議員、下田議員

（マスコミ） 1社

（出席者数 45名）

司会（滋賀県）：皆さん、こんばんは。それでは定刻になりましたので、ただいまからRD事案に関する周辺自治会との話し合いを始めさせていただきますと思います。

それでは話し合いの初めに当たりまして、琵琶湖環境部長の北村から御挨拶を申し上げます。

部長（滋賀県）：皆さん、こんばんは。琵琶湖環境部長の北村でございます。本日も、大変お忙しい中、またおくつろぎの時間帯でもあるかもしれません。話し合いにお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今、ちょうど県議会のほうでも6月議会が開催されておりまして、一般質問の初日で九里県議よりこのRDの問題につきまして御質問ありました。その中で、知事のほうからは、「今後の安全という部分については、対策工事は効果が現れるまでにはかなりの期間を要すると見込まれるものですので、工事完了後も地下水等のモニタリングを行い、最後まで責任を持って対応していきたいと考えております。」という旨の答弁と、あと跡地の問題につきましても、「処分場跡地についても住民の皆さんに安心していただくため、対策工事完了を待つことなく、土地の権利関係の整理がつき次第県有地化を図る。」といった旨の答弁をさせていただいたところでございます。

本日は、これまでの話し合いの中で皆さんのほうから頂戴しました御意見、御質問に対します県の考え方につきまして、ちょっと1枚紙、字が小さくて恐縮なんですけど、1枚にまとめてまいりましたので、これにつきまして御説明、また御意見も賜って、この二次対策工の基本的な考え方につきまして、引き続き御理解を深めていただきたいと思いますというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

司会：初めにお断りさせていただきますが、本日は、県、栗東市とRD問題にかかわる周

辺自治会の皆様とのお話し合いでございます。傍聴の皆様方からの御発言は受けないこととして進めさせていただきますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

本日の話し合いですが、会場の使用時間の関係で21時30分までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

前回6月17日の有害物調査検討委員会の際の皆様から出ました質問等に対する回答をし、その中で再度、質問等をお受けするという形で進めていきたいと思っております。

本日、資料を用意しております。御確認ください。

次第です。A4が1枚です。それと、資料といたしまして周辺住民の皆さんなどから提起された意見・質問等に対する県の考え方というA3白黒1枚物の資料がございます。過不足とかございますでしょうか。

また、本日、5月21日の話し合いのときに配付いたしました資料および前回6月17日の有害物調査検討委員会で配付しました資料も使います。こちらのほうも御確認をお願いいたします。こちらのほう数に限りがございますので、もし持っておられない方がいらっしゃいましたら、申しわけありませんが、お隣同士で見せ合い等のほうをお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、次第により話し合いを進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

主幹（滋賀県）：それでは、本日お配りしております資料A3の横長の資料、これまでの二次対策の話し合いの中で、周辺住民の皆様方からいただきました御意見、質問に対しまして、県の考え方を説明させていただきます。1から15までありますので、順番に1のほうから説明させていただきたいと思っております。

まず、効果の確認といたしまして①二次対策の有効性はいつどのように確認するのか。県の考えとしましては、周辺および周縁井戸におきまして、地下水の水質モニタリングを実施し、工事前、工事中、工事後と継続してその効果を確認します。

二つ目のポツになりますけども、二次対策の有効性につきましては、地下水中での移動速度が速い陰イオン(塩化物イオン)等や電気伝導度を指標といたします。6月17日の第7回の委員会の中で、梶山委員のほうから、「有害物質も汚染の足の速いやつ遅いやつがある。流下速度の速いもので見るべき。処分場の対策工の影響を見るなら簡単な項目でモニタリングしてほしい。塩化物イオン、電気伝導度、ほう素の値がおさまってくれば対策工の効果を確認できるのではないか。これらは対策がうまくいけば、かなり下がるはず。」という御意見をいただいております。

また、小野委員からも、梶山委員と同意見というような意見をいただいております。

三つ目ですけども、二次対策工事で廃棄物層を掘削することにより、処分場は不安定な状態になり、少なくとも工事完了後5年程度は地下水の水質等が変動するので、指標の値が安定した後、2年程度のモニタリングで判断すると。同じく委員会の中で、小野委員のほうから、「二次対策工事で廃棄物を掘削すると、処分場が不安定な状態になって少なくとも工事完了後5年くらいは処分場がダイナミックに動く。」という意見もございましたし、同じく小野委員のほうからは、「工事中は電気伝導度の値は一時的にかなり上がる。これは効果がないというのではなくて、工事による影響と考えられます。しかもそ

の後は、上下動しながら長期的に見れば、値は下がっていく。掘削すれば不安定になって下がってからも一時的に上がることもある。そのために、短期の変動で判断することはできず、長期的に変動を見ていく必要がある。」こういう意見をいただいております。

次、②支障除去の目的を達成するのはいつなのか。県の考えとしましては、周縁地下水が、地下水環境基準値を2年間連続して満足したときが支障除去の目的を達成するときと考えております。

同じく委員会の中では、樋口委員のほうから意見がありましたけれども、地下水では環境基準以下となることが目標だということと、あと水質やガスがおさまって2年間モニタリングして、その状況が続けば安定したという判断をしましょうという御意見をいただいております。

次、二次対策工事における内容についてになりますけれども、③ドレーン管が詰まるのではないかという御質問に対しましては、ドレーン管は目詰まり防止対策として直径約1メートル程度の大口径有孔波状管、これは高密度のポリエチレン樹脂をらせん状に加工した製品ですが、非常に耐圧強度にすぐれているのと、あとは耐薬品性、耐寒性にも非常に優れて、軽量ということで施工がしやすい。そういう材料になりますけれども、この管を採用して、管の周りを大粒径の栗石で囲い込む構造とすることで、目詰まりということによる機能の損失を防止できると考えております。

④ですけれども、新設する水処理施設の処理の対象は、ということで、処理対象は浸透水中の懸濁物質としておりまして、処理工程は凝集沈殿、砂ろ過、活性炭吸着処理を考えております。1,4-ジオキサンや塩化ビニルモノマーについては、処理対象とはしておりませんが、下水道放流に支障を来すことはないというふうに考えております。

⑤鉛直遮水壁の有効性の確認方法ということで、ソイルセメント系や土質系の遮水材を用いる場合には、あらかじめ透水性試験を実施し、難透水性の発現状況について確認をいたします。なお、今計画している鉛直遮水壁の長さですが、大体20メートル程度の鉛直遮水壁を考えておりますけれども、20メートル程度は全国的に多く採用された実績があります。

もう一つ、遮水壁の外壁に接して、モニタリング井戸の設置を検討します。この遮水壁の確認につきましては、先日の委員会の中で樋口委員のほうから、「壁に沿ってモニタリング孔を設置することも考えられる。」ということを言われてましたし、梶山委員のほうからは、遮水壁の外側に側溝を掘って、モニタリングをしたという事例をちょっとお話をされておりました。

⑥埋め戻し材料は安全か。現在、処分場の上のほうにシートで覆っております試掘調査で発生した廃棄物土とか、あと今から一次対策工をやっていきますけれども、一次対策工において仮置きする廃棄物土。この二次対策において掘削する廃棄物土につきましては、それを選別しまして、埋め戻し土については一定容量ごとにサンプリングした試料を分析して、土壤環境基準を満足するものを埋め戻し材料とします。分析の頻度ですが、二次調査で30メートルメッシュから10メートルメッシュに細分して、さらに深度方向には3メートルごとに分析していきましたので、調査の単位300立米、10メートル×10メートル×3メートルを基本としたいと考えております。

7番目です。掘削時の浸透水の処理は、新設の水処理施設の能力で対応できるかとい

うことにつきましては、掘削面に湧き出す浸透水は、貯留層に入れてから水処理をしますので、一時的に水処理施設的能力を上回る浸透水の湧出があった場合でも、貯留層で調節しますので、処理水量を水処理施設能力以下に抑えることができます。

8番目です。粉じん、臭気対策はどのように考えているか。掘削時の粉じん・臭気対策につきましては、まず1つ目、掘削範囲を仮囲いで覆います。2つ目、シャワー散水やミスト散水でこれを実施します。また、臭気対策としてましては、脱臭剤を散布するとか、臭気を発生するものにつきましては、密封式のコンテナに掘削後、直ぐに封入することによって臭気を防ぐというように考えております。また、掘削完了後の廃棄物土の露出面は、シート等ですぐ養生をして粉じん・臭気等の発生を抑えるように考えております。

9番目、底面遮水の修復、側面遮水の施工は大丈夫か。これにつきましては、遮水の方法や厚さにつきましては、管理型の最終処分場の設計基準等に準じた構造を考えております。今後、ボーリング調査を行いまして、土壌の分析等を行って遮水材料の検討も行っていく予定です。施工方法につきましては、浸透水や地下水の影響を受けない工法、例えば遮水を施工する部分の周りを矢板で閉め切って水の影響を受けないような形にしてやるという方法とか、ほかにもありますけどもそういう方法を選定して、確実な粘土層の修復施工を行いたいと思います。この件につきましては、小野委員のほうから、底面遮水については、有機物が多いとセメント系の改良土が使えないというような助言もいただいておりますし、大嶺委員のほうからは、遮水材料の選定には十分な検討が必要という意見をいただいておりますので、それを参考にして今後設計をやっていききたいというふうに思います。

続きまして、A3の右のほうになります。その他の部分です。10番、除去対象物の総量についてでございます。今回の対策、これは一次対策と二次対策になる部分ですけども、生活環境保全上の支障を除去することを目的とした産廃特措法に基づく支障除去事業でありますので、支障を最も効率的かつ効果的に除去する方法によって、対策を行うというものです。今回の対策案では、約26万立米、このうち一次対策は約1万立米、二次対策は25万立米になりますけども、これを掘削する計画になりまして、このうち有害物を含む約6万立米は場外に搬出して処分する予定となります。ただ、6万立米は試算でありますので、分析結果等によりまして場外搬出が必要と判断されたものにつきましては、すべて搬出するということになります。

委員会の委員さんのほうからは、行政代執行として考えた場合は、適切な対策というふうな意見もいただいております。

次、11番です。嫌気性になると悪いようなものを除去してほしい。これにつきましては、有機物を含む廃棄物土部分におきまして、浸透水の水位を下げることによりまして、好気状態、酸素がたくさん通る状態にやっていきますので、ガスの発生などの支障も軽減されるというふうに考えております。

次に、12番です。ポンプをいつまでも動かすというのはいかがかということにつきましては、旧の処分場内の浸透水の水位を下げることによって、廃棄物土の安定化、有害物の浸透水への溶出とか、あとは好気状態、酸素が多い状態にすることによってガスの発生を防止する。こういうことを目的としておりますので、下流部に設置予定の貯留

層からピットを通じて、浸透水を水処理施設のほうに排水して、浸透水の水位をできるだけ低く維持するということが、この廃棄物の安定化を維持していくためには必要です。ですから、この排水方法として、ポンプによる浸透水のくみ揚げというのは適切だと考えております。

次13番目です。覆土後の雨水に対する調整池は設置しないのかでございます。調整池は、下流に流れる雨水によって下流の水路や河川があふれることを防止するために、一時的に雨水をためる池なんですけれども、梶山委員のほうからも設置の必要性について意見がありました。この調整池につきましては、下流の河川や水路などの流下能力を今後、調査しまして、必要な場合につきましては、今後の設計の中で検討していきたいと考えております。

次、14番、県有地化の時期はということです。先ほど部長のほうからのあいさつもありましたけれども、現在、6月議会が行われてまして、27日の一般質問の中で知事が答弁しましたように、工事完了を待つことなく、二次対策実施計画に対する環境大臣同意後、土地の権利関係の整理がつき次第、県有地化を図ります。またあわせて、その活用についても考えていきたいと思っております。

次、最後です15番目。県と住民が協議を行う組織が必要であると。先日の委員会の中でも、小野委員のほうからも、一般的には最低1年に1回ごとに話し合いを持つのが一般的であるとか、梶山委員からはモニタリングの結果のようなデータを分離して、住民と県が話し合う恒久的なシステムをつくっておく必要があるという意見をいただいております。そこで、住民さんと学識者および市・県で構成する組織の設置を考えております。定期的に会議を開催しまして、工事中は周辺環境に支障が出ていないかなどを確認していきたいと思っております。

また、工事後につきましては、対策の有効性とか対策の目的の達成を確認したいというふうに考えております。こういう組織の開催頻度につきましては、委員の皆様の方からも、その頻度を工区ごとに開催したらとかいろいろ出ておりましたので、このへんの具体的な中身につきましては、今後、皆さんたちの話し合いの中で、決めていきたいと考えております。

そして、この組織につきましては、協定書の中に盛り込みたいというふうに考えております。以上です。

司会：それでは、御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

住民：効果確認の2番目ですけども、「周縁地下水が地下水環境基準値を2年間連続して満足したとき」と書いておりますけども、その後のモニタリングについて、どういうふうにする予定をされておられるんですか。

参事（滋賀県）：今ちょっとどうするという、多分、そこでやめるという話にはならないと思うんですけども、15番で書いてる県と住民さんとが協議を行う組織というやつの中で、今のこの目的を達成した時期がどうやろというのをその時点でそれからどうしてこうというようなあたりも話をして決めていくことになるのかなと思います。

住民：今おっしゃった一番最後の15番のこれですけども、この構成する組織は、今まで参加している住民の中から選ぶということなんですか。それで人を減らすということなんですか。そこまで考えておられるんですか。それとも今のところ漠然と、組織する考えがあるというだけなのか、そのへんどうなのかお伺いします。

管理監（滋賀県）：基本的に、今こういう形で各関係の自治会さんから入っていただいておりますので。ただ、梶山先生も言っておられたんですけども、場合によっては月1回とか相当頻度という形で、住民の負担が重いという点もあるということですので、いわゆるその内容について一定こういうような形を基本としながら考えていったらいいのかなというふうに思っておりますけども。しぼるとかそういうつもりは今、何も考えておりません。ですから、各自治会からやはり1人とか2人ずつは必ず出してほしいとか、ある程度、委員ですので、人がころころかわると、連続していろいろな対策を見ていくという形になりますので、一定そういうような形でこれくらいでという意見も、またただけならというふうに思っておりますけど。

住民：私のお願いとしては、やっぱり今のこの体制でお願いしたいなというふうに思います。

住民：これはお願いなんですけども、2番目の除去の目的を達成することに関しての項目で、「地下水環境基準を2年以上連続して満足したとき」、それはそれでそうやと思います。それで、分析なんですけども、できるだけ年4回以上は必ずやっていただきますようお願いします。

申しわけないんですけど、できるだけ土壤汚染防止対策法に、なるべく則ってやっていただきたいんです。それを今までちょっと逸脱してやっておられるような傾向がよく見られますので、それはなるべく避けてください。

課長（滋賀県）：ほかの地域と地下水汚染地域の県のやり方を、ちょっと準ずると思いますけれども、一応年4回、季節ごとにやります。それが継続して安定して、環境基準を下回った場合には、その回数を減らしていくという格好になると思います。

住民：それは、年4回で、2年間というのは正しいと思います。

課長：ここでは4回やるということです。

住民：必ずお願いいたします。

住民：項目11番、嫌気性になると悪いようなものを除去してほしいということの中で、浸透水の水位の低下によって、好気状態となるため、ガス発生の支障を軽減しますということなんですけど、特に心配しているのはメタンガスなんです。資料によると、何十万

p p mという高濃度のメタンが出てるわけです。資料としてはパーセントで出てるんで大したことないなと思うけど、現実問題は40万p p m、20万p p m、物すごい濃度があるわけですね。これについて、このへんでもちょっとメタンガスについてのきちっと県の考え方を出していただきたい。下流、浸透水を下げたら、なくしたら、それは消えていくもんだというふうな感覚ですけど、資料を見てみると例えば20メートル掘った、もちろん底の部分にもガスは出てきてるところありますけど、中間で出てるのがあるんです。そういうのはどう対応するのか。要するにそこにも宙水という水とかいろいろなものがあって、そういう反応をしてるのかなど。メタンガスというものを、このへんにきちっと入れてそれをどうするのか、除去しないのか。県の考え方をきちっと書いていただきたいと思います。

課長：御存じのとおりメタンガスについては、メタンを出すようなバクテリアが反応することによって出てくるものですので、バクテリアは水がないところでは反応いたしませんので、当然、浸透水のあるところは浸透水をしぼると、上のほうに宙水があるならば、それについても下の浸透水を下げることによって落ちてくるというふうに考えられますので、少なくとも中を乾かすと、カラカラにすると、カラカラに近い状態にもっていくということによって、バクテリアが生きられない状態をつくっていくというこの考え方でございます。

住民：それは、ちゃんとここに書いていただけますか、考え方を。

課長：ここに書いてございます。「水位の低下により、好気状態となるため」というふうなところに、もう少し説明を加えさせていただきます。

住民：メタンに関しては、高濃度のメタンが出ている、これに関してはこうするんだというのは、きちっと挙げていただいたら、硫化水素とともに**。

課長：ですから、メタンについても硫化水素についても、そういったものを発生するようなバクテリアが生きられないような状態をつくるために、好気性にいたします。そういうことでございます。

住民：すみません、好気性にするには具体的にどういうふうな対策になるのでしょうか、ちょっと先走りますけど。

課長：好気性にするということは、結局、地下水、浸透水の水位を下げ、地表面から逆に空気が入るような状況をつくると。要するに浸透水を引いてるわけですので、その廃棄物層は、逆に圧力でいうと引いている状態になりますから、空気が入ると、空気が呼吸しているという状況になってくると思います。

住民：すみません、ちょっとしつこく聞きますけど、下の浸透水を引くことによって空気

を上から引き込むんだと。空気だけが入るといのはちょっと、水も入ってくるんじゃないですか、空気も水も。どういう覆土になるんですか。ちょっとあまりしつこくしゃべるわけにはいかんけど。

課長：当然、覆土いたしますので、水も入ると思いますが、それについては、水については今話しましたように、ポンプで引っ張ります。同時にあわせて空気も入ってくるということです。水については、ですから、100%水が落ちるわけじゃなくて、何割かの分は地表面を伝わって流れ落ちますし、その何割かの部分が下へ落ちると、一緒に。雨が降ってないときについては、空気の中へ入ってくるという状況です。

住民：空気と水は落ちていく。それなら宙水は当然、常に発生してますよね。

課長：ですから宙水についても、みずみちを、そこから何らかの形で今のように下を引いて揚げることによって、宙水というか浮かんでいるような状態の水についても、落とせるというような格好をしていきたいということです。

住民：ドレーン管が詰まるのではという項目なんですけども、外的圧力、いわゆる地震とか他の圧力、地震しかちょっと考えられないんですけども、そういうものに関してこれが壊れるといたらおかしいですけども、支障をきたすということに関して、どのように確認をされるのか、ちょっとお聞かせ願いたいです。

コンサル：建設技術研究所でございます。基本的に地面の中というのは、地震のときにそれほど壊れない、例えばトンネルの中でもちょっとした落盤みたいなものが悪いところでもありますけども、基本的に地面の中というのは安定でございます、いわゆる管自体が、例えばぼろぼろになって崩れるとかそういうことがあるんであれば崩れるんですけども、基本的に非常に耐久性の高いものでして、崩れないと。よしんば、万一崩れたとしても、大きな栗石、これくらいの一応玉を想定します。これを周りに巻きますので、これがもしつぶれたとしても、その栗石の間を水が常に通る構造になってますので、将来的に例えば非常に物すごい遠い将来、崩れたとしても、その石の間を浸透水がずっと通り続けますので、基本的には目詰まりというのはないと考えていただいて結構かと思えます。

住民：深掘り穴が、何度も何度も質問するんですけど、平成6年の穴は今回の二次対策で対応できると。平成3年とか10年、水が7メートルとか10メートル浸かったままになっている。それをちゃんとしてほしいということをお話してるんですけど、県の考え方というのをここにきちっと、それもちょうときちっと文書化してここに載せていただきたいんですけど。これではどこにも書いてませんので、どこに当てはまるのかちょっと教えてもらいたい。

室長（滋賀県）：この紙は、今までいろいろ御質問いただいたこととかを、この間の委員会

を踏まえて整理させてもらったものでございますので、対策工をどうするかということについては、今、前から話し合いの資料なり委員会の資料でお配りさせていただいている内容の対策工をする中でいただいた質問とか意見とかに対する県の考え方をまとめさせてもらったものです。

だから、ここに全部対策の内容を書くということをつくったものではないんですけど。

住民：以前、誰かの質問で、今までの住民の意見をまとめてほしいという話もあって、私もぜひまとめてほしい。要するに、住民がいろいろ話しても、文書的に最終出てこないことには、何か質問がなかったような感じ。これを逆に言うたら、こういう住民の考え方・思いが、対策委員さんのほうにこれからいろいろな委員会が幾つかありますよね。そこで住民のこういう考え方をきちっと同じように報告していただきたいんですけど、こういうのは何かみんな、声が届いてないように思うんですけど。そういう意味もあって、これちょっと。

室長：深掘りのことをまた言うていただければ、また追加させていただきます。

住民：してくださいって言ってるんです。

住民：今の件ですけど、前回、17日の前の最後に、ちょっと言わせてもらったんですけど、今まで私らがこうやってほしいと言うたことも、ちゃんと明記していただきたい。今、●●さん言わはったようなことですよ。

例えば、鉛取らんですよと、しみ出ないから取らんですよと、それはそれでええ悪いは別として、そういうことがちゃんとあったということも残してほしいと私は思うんです。住民は、こうこうこうこう言うたけども、こういう事情でこれはできないんだと。だからこういうふうにするんだ、ということ、ちゃんと明示していただかないと、私らが一生懸命言うても、もうそれはいわゆる黙殺されたみたいな感じになってしまって、非常に寂しいんですけど。

住民：私、前回の環境審議会の傍聴に行きましたけど、住民のそういう声がほとんど全く出てないと。極端に言うと、何か握りつぶされてるなという思いがあるわけです。それを何とかここへ文書化して、こういうことですねということ。

室長：またそのへんも含めて県の考え方を書かせてもらいます。

住民：ここらへんの意見、いっぱいあると思うんで、それに対してどうこうやなくて県はこうやということをしちっとしていただいたら、我々もある意味では安心して今後の対応もできると思うんです。握りつぶしというイメージにならんようにしてほしい。

室長：わかりました。

住民：もう一つ、質問あります。ソイルセメントなんですけども、現状についていろいろ試験しながらやっ^ていこうということらしいんですけども、^す鬆が入るということはあり得ませんか。^す鬆がもし入れば、それはすき間と、そういうとらえ方を普通はするはずなんですけども、それは絶対あり得ませんか。

参事：それは、施工管理をきちっとすると、物もしっかりしたものになるように、あらかじめ試験なりもやりますけども、そのへんをきちっとする。

住民：注入したときに、そこはもうじゃぶじゃぶでそのままいいかげんな施工をすると、そこでもう^す鬆が入ってしまっ^てすき間がいっぱいできて、そこから漏れていくということがありますので、それは注意していただきたい。

参事：それは、基本的には水のない状態にして施工するというので、矢板で囲むんかポンプで揚げるんか、あるいは併用するんかわかりませんが、そういうようなことでそういう水のある状態で施工することがないようにしたいと考えております。

住民：それともう一つ、ポンプによってくみ揚げるということなんですけども、僕これちょっと勉強不足かあまり出席してないのでちょっとよくわからないんですけども、このドレーン管を設置して、これの二次対策説明の一番最後の裏の青いところがありますね。ここの四角い色、ここに集めて、ここから水処理のところ^に揚げるのにポンプを使うという意味でしょうか、どうなんでしょうか、ちょっとそのところがわからないんですが。浸透水を集めるのにポンプを必要とするのか、あるいはそれとは違って集めたものを上に揚げるのにポンプを必要とするのか、どちらか教えていただきたいんですけど。

参事：この図面で、左側の青い四角のここへは一応、自然流下ということで、重力で、基本的にポンプなしで、一番低いところですので集まってくると。そこからこの水処理施設へ入れるのにポンプが必要やということです。

住民：それで、この二次対策をこれだけして、この浸透水は集まってきて水位が下がる、それはどのくらいの効果といたらおかしいですけども、どのくらい速く集められるか、今までよりもどのくらい速く集められるかという、どうなんかなという気もあるんですけども。というのは、もしこの二次対策をやっているここの部分より上流、浸透水の上流に、もし地下水に流れ込んでいるような浸透水が、場所があれば、そこは助かるのかどうか。入っていくのが助かるのかどうか、入らなくなるのか。浸透水としてずっとこちから全部引っ張ってこられるのかどうか。ちょっと意味わかりません。説明不足ですみません。

管理監：わかります。基本的に、今その前のページの1－8で、いわゆる空いているところが1カ所西市道側の上のところ、それとあと昔の鴨ヶ池の深いところが大変、今の段階では薄いということから、空いてる可能性があって、ここから漏れてる可能性がある。さらにその上の北尾側のところも大分深くて薄いということ、ここらへんについては以前から言っておりますが、この2カ所については再度ボーリングをあと数本打って、空いてるかどうかを確認したい。それ以外のところについては、百何十本ボーリングいたしたところ、そういうような形がないということが調査結果で出ているので、これをもって行いたい。

今、●●さんが心配しておられる部分については、もし上で空いていれば、この下流での地下水の値がよくなるというところでもって・・・

住民：効果がないということですよ。

管理監：はい、ということでもって判断できるかと思うんです。

ただ、ひょっとしたらというのではなかなか対策は執れませんので、今これの調査結果でいくと、この部分をそういう形でしっかりと遮水すれば、地下水と浸透水とが接触しているところについては、これでクリアできるんじゃないかと。

先ほどから1番等と言ってますモニタリングによって、イオン等を測れば、速やかにその数値が下がらないという形になると、ほかの原因があるということが疑われるということになりますので、それはその中で検討させていただきたい。ただ、今の段階では、調査結果でいくとこういう形で空いてるところについては、この1カ所確定の2カ所が危ないからということで、今対策を考えてるということでございます。

住民：僕がもう一度、心配するのは、この深掘りのところでも、今まで直下でボーリングを掘って、2年間なら2年間ずっと調査して2年間基準値以下やったらこの深掘りのところから漏れてないということがわかるんやけども、そういうこともしてないし、もう一つ質問したいのは、場内の地下水の井戸で、県のD－2というところがありますね。その真ん中、わからんのは僕だけかもわからないけども、県のD－2というところ、右上のほう。それが23年度、22年ぐらいから、D－2新になってるんです、新しいのに、井戸が。これ、何でかなと思って。

今までの地下水の調査だったら、平成22年の7月か何か、そこまではずっと水銀が出てたんやけども、それ以降多分、新D－2になったと思うんやけども、もうぱったり値が出てないし、これどないなってますか。それだったらいくらこれ、どういう形でそういうあれになってるのかわかんないけども、どこか漏れてるんと違うかという疑いを私は持っているんですよ。

課長：後でもう一遍調べますけども、井戸が潰れたので場所を変えたんだというふうに私は記憶しとるんです。D－2の井戸が調子悪くなったんで場所を変えたと・・・

住民：だけど今までずっと調査してて、水銀なんかはずっと出てたんですよ。

課長：ですから、井戸自体が壊れちゃったと。だから水が採れなくなった。物理的な条件なので、そこはもう一遍確認してお話させていただきます。

住民：そのままいくと。

課長：代わりの井戸でやってると。

住民：漏れてるといのは、旧のやつはそのままということですか。

課長：いや、潰れちゃってるんでもう一遍掘りなおさないとだめなんですよ。

住民：だからそこから漏れているという可能性もあるわな。
そこから水銀が、んー、漏れてるじゃないな。

課長：漏れてるわけじゃないです。その井戸を、失敗して粘土層が破れてしまったら大変なことなんで。そこから漏れてることはないんで。

住民：しかしそこは、K s 2からの地下水からの調査で、水銀とか全部環境基準を超えてるもんが検出されてるから。

課長：ですから今のD-2の井戸の状況については、ちょっともう一遍調べさせていただいて、御報告させていただきますけど、私のほうとしては、井戸がつぶれてしまって調査ができなくなってしまったんですということで、またそのデータについては御説明させていただきます。

住民：5番のこの遮水壁ですけども、昔からあちこちの処分場で行われておるといわれているけども、実際は水漏れしてるという、これもたくさん出ているというのが事実ですよ。漏れてるよということが事実でした。

それに対して、「遮水壁の外側に接してモニタリング井戸の設置を検討します。」と書いてあるけど、これはどのようにされようとしてるんですか。私が前から北尾側のほうにしてくださいということを言ってましたけども、具体的にはどのように考えておられますでしょうか。

管理監：この前の委員会の先生も言われたように、いわゆる遮水壁が有効かどうかというのは、内側の浸透水と外側の水の分とのこれが行け行けやったら同じ値とか同じような傾向が出ると。遮水壁をつくって直ぐその遮水壁の外側を観測することによって、こちらのが出ないということが確認できれば、これは有効やという形になりますので。

ただ、北尾さんのところについては、はっきり申し上げまして民地なんで御協力がいただけないという形の部分もございますので、一番そういうような形によってその効果

を測定することができるという、この前の委員会のほうの先生の御意見もあったので、これでもって確認していきなというふうに思っております。

あと、●●さん言われた20メートル以内の一般的によくやってる部分で、いろいろそこらへんで何か問題が起こったということ自体が、我々情報があまりないので、例えばどこでそういうようなことが起こったのか、でしたらそのところの部分の状況がどうであってどこに原因があるか、またこういう設計の中でいろいろリスクをしっかりと把握するために検討もしたいと思っておりますので、もし具体的なそういうような問題があるところがあれば教えていただきたいと思うんですけど。

住民：昔ソイルセメントという話があったときに、最初県の方は、遮水壁は漏れませんと言っておられたわけです。ところが、いろいろ事例があると、あちこち漏れてるということで、県の方のほうが、漏れないというのはちょっと間違いであったということで訂正されたという経緯があります。そういう、実際にそういうことがあったということなんです。漏れてる場所があるという。それが1カ所、2カ所じゃなくて何カ所もあるというふうに聞いています。

参事：これは、かなりな面積になりますので、それは全然漏れへんという話は多分、現実的にはなくて、今回ポンプでやりますんで、少なくとも外に出してしまうというようなことはないような形で管理させてもらおうと。前も中の水位を下げて、外へ出ていくということにはしないというようなことで説明させていただいたと思うんですけども、今回も基本的にはそういうことでして、今のこのRDの中のもの外へ出るような形にはならない形で管理をしたいというふうに考えております。

漏れるといいましても、基本的には不透水層として見なされるくらいの漏れ方というのか、一般的に考える中では全体で、ざーっと出るとかいうようなことはもう決してないというふうに考えております。

住民：今思い出しましたが、誰が漏れないということを使うべきじゃないと言ったのかというのは、環境省が言ったんですよ。環境省のほうで、漏れないということを使うべきじゃないと、実際漏れてるということを経験省が言ったんですよ。そういう事例です。今思い出しました。

室長：これは、いろいろな技術的なものとしてはそういう施工実績があつて、しっかりできる工法でありますので、施工のやり方、あるいはする場所に廃棄物があるのかないのか、これをしっかり事前に調査して、しっかりとした施工をする必要がありますので、今これからまたするところについてはボーリングで、その打つところがどこをどの部分で、その部分の場所には廃棄物があるのかないのか、有機物があるのかないのか、しっかり確認してきちっと施工をやっていくということで考えております。

住民：「遮水壁の外側に接して」と書いてましたね、モニタリング井戸。接してということは、直ぐ外にやったら住民の私有地をしなくても、可能ですよね。

室長：ちょっと、これからどこに壁をつくってどこへ打つかというのは、これから考えていかなあかんですけれど、民地じゃなくてちょっとそれはこれから検討していかなあきませんが、処分場内で壁ができるのかどうなのかというところもありますし、そういうことも含めて民地じゃないところで、できるようなことをこれから考えていくと。

住民：当然、廃棄物の中につくったところで意味がないんで。

室長：近いところでやると。遠いところで、本当はちょっと離れてするのが一番いいのかもわかりませんが、近いところで井戸を掘るようなことで検討していきたいなというふうに。

住民：できたら2カ所くらいはしてほしい。

住民：遮水壁についてあまり多くはお聞きしませんが、厚みの予定をどのように考えてるかだけ、ちょっとお聞かせいただきたいなと。

参事：前のときも50センチと言ったと思いますけど、とりあえず基本はそのへんから検討を始めたいと。

住民：前は最大深さ40メートルで厚み50センチというように説明を聞いたんですけどね、今回はどうなんですか。最大深さが20メートルくらいですか。

参事：20メートルか、もうちょっといくかわかりませんが、ぐらいい厚みは50センチ基本でということ考えております。

住民：基本で50センチ、そういうことで当然、事前に配合する砂とか土、そのテストをやられたり、いわゆるいかに緻密に^す鬆のないものをつくれるかと、土との相性ともいろいろあると思います。そういうことを十分御検討の上でされるということだろうというふうに思うんですけども、前回と今回で、遮水壁のいわゆる耐久性に対する必要度というか信頼性というか、若干意味が違うと思うんです。

前は、底が抜けたままで地下水層の下まで打ち込むんだと、だからそれで穴が空いたり鬆^すができて漏れたら有害物がそのまま地下水に出てしまうと、そういう状況であったと思うんです。しかし今回は条件が違うと思うんですけど。いずれにしてもそういう点、今御質問いろいろ出てますように、できるだけ信頼性の高いものでお願いしたいと。

それと、私一つお伺いしたいのは、6番の埋め戻し材は安全かという項目なんですが、これは一定容量ごとに分析して判断するというのを書かれておられますが、いわゆる最小単位が300立米であるということですね。300立米というのはダンプカーに何

倍ですか。大体6立米しか10トンダンプに載らんでしょう。だから、ちょっと300立米というのがぴんと来ないんで、わかりやすい感じで言いますと、ダンプカーに50台ですわ。50台の10トンダンプに積んで、それから1つ検体を採ると。そんなものでその量を代表する試験ができるんでしょうか。信頼性はどうなんですか。

室長：これに決まりはないんですけど、他の事例見ますと、

住民：決まりはないことないんです。資料の取り方というのはちゃんとJISで決められてますよ。

室長：ほかのところでも、

住民：いいかげんですよ。

室長：いや、ほかのところでも、こういうやり方をしているところがございまして、これは300。

住民：ほかがどういうことなのかわかりませんが、それがいいという保証はあるんですか。

室長：500のところもありますし、もっと少ないところも。

住民：そりゃいろいろあるんでしょうけれども、だから300立米に1つの検体でいいという保証はあるんですか。そんなもん信頼できますか。

何で私、こんなことを言うかという、ずっと以前にも、本当に私、県に失望したことがあるんです。深掘り穴の修復のときです。あの深掘り穴の修復、今ちょっとそのときのメモ手元に私あるんですけども、1週間に深掘り穴、大体5,500立米掘ったんです。すごい量でしょう。ものすごいピッチでやってるんですよ。その1週間分を一つのロットとしてこれを8週間で4万3,000立米ほど掘り上げてるんです。だから8検体でやってるんです。5,500立米に1検体です。それで、鉛だとかダイオキシン、ダイオキシンに至っては1検体しか測ってないです。これは試験費が高くてつかいって。それで「なかった」という、結論はそういうことになってるんですけど、こんなもん信用できないでしょう。これ事前に随分、県と打ち合わせてさせていただいたんです、当時の県の御担当の方と。それで、私どものほうから、このサンプリングの仕方というのはJISで決まってるんじゃないですかと、だからできるだけ統計的に意味のあるようにやってくださいということでお願いしたことがあるんですけど。

結局、どういうふうにやられたか、私びっくりしたんですけど、毎日昼休みの直前に、その日掘った分、つまり朝から掘った分をダンプカーでたくさん積んで山にして、そこから8カ所か10カ所くらいこの山からちょちょっと表面からサンプルとしてビンにお入れになる。それを1週間分集めて分析される。よく考えたら、これは午前中掘っ

ただ分だけで昼からの分は全然検査してないってことになるんです。それはおかしいことなんですけれども、そんな矛盾もあるし、大体そんな1週間分で1検体ですね、あったなかったって、そんなこと言えるんやろかと、それがつまりJ I Sで決められているサンプリングの方法にそれが合致したのかどうかという問題です。今、そんなこと皆さんにお聞きしても意味がないんですけども、要はこの300立米に1検体とするという、何の根拠でそういうことを言われてるのか、それで信頼ができるのか、これちゃんと本当に安心して埋め戻し材が確認されるのか、それについての御質問です。よろしくをお願いします。

課長：前回と違うというのは、今回は分別の操作が入ってくるということでございます。すなわち掘り上げたものを分別操作して、中に例えばコンクリートがらとか廃棄物が入っていた場合はのける、鉄くずものける、残りの土壌に近い分これだけを集めてくるという格好になりますので、そこで昔と違うのは、ある程度混合されてくるという話になってくると思います。そこをどういうふうに採るかということについて、これはJ I Sというお話ありましたが、例えば私が知ってる話では、四分法という話がございますけれども、そういう形でそういう工夫をしながら300のロットの部分例えば前何万だか、しかもその四隅を採ってくるとか、そういう工夫をすることによってできるだけムラを省くというふうな工夫はしていきたいというふうに考えております。

住民：J I S、これは御存じですね。そういうたくさん掘削したものを、どうサンプリングするかという。

課長：ですから、例えば土砂を採る場合、土砂のね、粒度とかそういう問題と思うんですけども。

住民：だから、その量がどのくらい場合には幾つくらいの試料であるということですね、そういうことをいろいろ決められてますね。

課長：ですからこの今回の土壌の汚染状態を調べる場合には、少しそれは参考にはさせていただきますけども、そのまま当てはまるものではないと思いますので、先ほど申しましたように300のロットのうちのどこのあたりでどういうふうに分散して混合するかと、混ぜていく格好になろうと思うんです。そういう形で分析をしていく格好と考えればどうかなと思うんです。

住民：しつこくは申しませんが、こういう方法で本当に安心できる埋め戻し材が確認されるんだということについて、わかりやすく御説明いただきたい。後日で結構ですから、お願いしたいと思うんです。

課長：わかりました。また説明させていただきます。

先ほどの補足で申しわけないんですが、●●さんからお話があったD-2の件ですけ

ども、これは平成19年に一斉調査をやったときに地下水の一斉採水を契機に塩ビ管が破損していることがわかりましたということで、これは閉塞、埋めちゃってるんです。

その後、同じよく似たところに、新しいD-2というのを掘ったと。これは廃棄物層の下の粘土層の下の水を採ってますので、その結果については、今回6月17日に参考資料1、2次調査結果というのを皆さんにお配りしておりますが、その1の14ページをごらんいただきますと、参考資料1の14ページの真ん中の県D-2というのがございまして、これがいわゆる新しいD-2ということで、その近辺で同じような地下水を採っているという状況でございまして、ここの結果でいきますと出ていないという結果であるということでございます。

住民：そうしたら、19年に破損してたということなんですけども、23年3月までは基準値を超えたというような形での調査結果は一応出てますよね。

課長：D-2ですよ。

住民：そうそう。それは、新のD-2というのは19年に新しくなったということですか。

課長：ええ、そうですね。

住民：そうしたらそれ以後は、D-2の新ということですので、それ以後23年の3月までは基準値を超えてますよね。

課長：ええ、ですから昨年そういうような皆さんのお話の上で、

住民：だから、僕が言いたいのは、そこで地下水で出てたということは、それより上かどこから浸透水が漏れてもう地下水に入ってるということでしょう。

課長：だから、そのところで、

住民：ということは、下手で二次工事をやっても、上手でもう既に地下水に漏れてるんやから、そこんところを修復しない限りは効果ないでしょうということを僕は言いたいです。

課長：そこで昨年大分、議論させていただいたのは、井戸をもう一遍掃除して、どういう状態かわかるような格好で水をくみましょうということでさせていただきましたね。その結果がここに書いてますような結果なんです。

要するに、井戸の中を洗浄させていただいて、パージしながら水を採るという格好にして採ったところがこういうことであつたということでございます。

住民：でも、いずれにしても多少の誤差はあるやろうと思うけども、これだけ出てるとい

うことは、仮にそうなったとしても、値が仮にぐっと下がったとしても、かなりのものがやっぱり出てるということですよ。ゼロになることはまずないですよ。

課長：御存じのとおり地下水というのはそんなに水が入れ替わるものじゃないんで、かくっと下がるってことは考えにくいんです。だらだらと下がるというふうな話だったらわかるんですけども。替わるということについては、やはりこれはまた皆さんの見解は違うのかもしれませんが、SS分をだいぶ採っておったんだというふうな理解です。

住民：SSにくっついて移動するから、それはわかりますけども、わかるけども、ここで値が高かろうが低かろうが出てるんやから、もう既にそこにはもうどこかから地下水に流れ込んでるんやろうということを普通は考えますよね。

課長：ですから、そういうことですので井戸を掃除させていただいたと。井戸を掃除してページして、水を汲んでみるとなかったですねという結果になりましたでしょうということなんです。

住民：もうちょっと何か理解できへんな。ないということにはならん、もともとあるんやから。

住民：その水銀はどこから来たん。

課長：ですから、繰り返し申しますけれども、そのSS分にくっついていたんだと思います。

住民：だから、処分場の中にもあったんでしょ。あるんでしょ。

課長：ですからね、今採っているのが、繰り返し申しますけども、粘土層の下の地下水です。そこがどういうふうになっていたかっていうのは今現在はちょっとわからない。少なくともそこでSS分を採れば、水銀が検出されたという話はあったと思います。今は検出されてないと。

住民：そうですね。それで、以前、1-1やったかな、県の。1-1でも少量的には水銀は出てますよね。井戸の。

課長：ええ、ですからね、あくまでそれは見解が違うところですけども、SS分に捕捉されている分だというふうに理解してます。

住民：いや、だからそのSS分といってるもんは、処分場の中のSS分か、それとも処分場の外から来たもんかどっちですか。

課長：ええ、ですから平成19年の検討委員会では、それはわかりませんという結論になってるんです。ちょっとそれ以上のことは私も何とも言えないです。

住民：何かきつねにつままれたようで。

住民：3点ほどあるんですけども、1点ずつ質問させていただきます。

まず1点目なんですけども、前回私が言った回答にはないのでお尋ねするんですが、私は何と言ったかという、「我々が被らなければいけない、抱えなければいけないリスクを開示してください」というふうに言ったはずなんです。この工法によってどういうリスクを住民は抱え込まなければならぬのかを教えてくださいと言ってるんですが、きょうの資料は、住民側が不安に思っていることと、それに対する県の回答で、県がどういうリスクを考えてるのかという回答になってないんです。つまり、県が住民の側に立ってないんですよ。住民の側に立ってもらって、この工法をやったときにどのような問題点が考えられるだろうか、考えてるのかということを私は知りたいわけです。

話し合いというのは、お互いの立場に立って理解ということも進むと思うんです。結局、住民側は攻撃して、そして県側は守るという繰り返しをやってたら、もう水かけ論になるんです。だから県は、この対策を講じることによって何とかなるだろうと思うけれども、でもこういうような危険性というものがあるんじゃないかと思っています。その危険性のリスクに関しては、お互い共有しましょう、という話をしてくれると、我々も安心できるんです。だからそれを示してくださいというのが1点目です。

どうしましょう、一つずつ行きましょうか。それともまとめたほうがいいですか。

管理監：例えば、鉛直遮水壁が有効でなかった場合は当然、漏れ出るというリスクはあります。それはしっかりとそのリスク管理をしなければいけないので、こういう形でリスク管理をすることによって、適切な対応を県として執らせていただきたいという形で、●●さんの言われるようにぴたっとした形じゃなしに、逆にここに書いてあることをちゃんとしないと、いわゆるリスクが生じると。

住民：違う。わかんないかな。

管理監：ちょっと具体的な例を出して。

住民：だから、このプランをつくったときに、これでうまくいくけども、ひょっとしたら期待した効果が得られないんじゃないかというふうに思ったところはないんですか。県の皆さんは。

管理監：例えば先ほどの今、1カ所プラス2カ所の危ないところのある漏れ出るところですね、底が抜けてるという部分は一応調査結果でわかったんで、それをこういう形でしっかりと直しましょうと。仮に、それ以外のところで大きな穴が空いていて地下水の

ほうに漏れ出てるという可能性は、全部掘ってないのでわかりませんが、ただその場合は逆に言うとその効果確認の中で、そういう地下水のことをしっかりモニタリングすれば、そういうことではないと、工事中あったというような形でもってお互いにわかり合えるんじゃないかと。

住民：藤本さんは、上のほうにほかにも地下水に浸透水が流れ込んでいる穴があるというリスクを考えてらっしゃるんですか。

管理監：いえいえ。

住民：考えてるんだったら考えてるって正直に言っていただきたいんです。そういうリスク、全く考えないというと逆に信頼できないんですよ。

管理監：そういうリスクが一定あるならば、その対応をしなければ、この対策工自体が効果がないと。

住民：リスクっていうのはね、対応したってね、対応したってそれで解決できる問題ではないんですよ。リスクっていうのは、可能性ですからね。要するに、この対策工が期待された効果を上げられないとしたら、どういう問題点があるというふうに考えたらいいかを私たちは知りたいんです。だから、それはこの対策案をつくった県が一番知ってるじゃないですか、自分たちがつくったんだから。だから県も考えてもらいたいんです。我々に文句言わせて答えるだけではなくて。言ってることわかりますか。そういうふうに双方の立場が交換されることによって、我々は安心ができるんです。ちょっと今わからないかもしれない、とりあえずそれが第1点。

それから第2点に行きますと、10番のところに除去対象の総量についてのポチの二つ目ですけども、「分析結果等により場外搬出が必要と判断されたものは、すべて搬出します。」となっておりますね。この判断は、恐らく15番のこの県と住民が協議を行う組織によって判断されるんだと思うんですけど、違うんですか。10番のところに「26万立米を掘削して、そして6万立米は場外へ搬出して処分する予定になりますと、これは試算であって分析結果等により場外搬出が必要と判断されたものは、すべて搬出します」って書いてありますね。

だけど、その分析結果により場外搬出が必要と判断されたものというのは、誰が判断するかというと、これは、15番に書いてあるところで、工事期間中にもこの協議を行う組織が判定するんでしょう。違うんですか。

室長：想定をしております一番大きなものは、この6番の埋め戻し材の単位体積当たりで分析したものが基準を超えていたら、埋め戻さずに出すというのが一番大きいかなと思いますし、掘っていたところで想定、ドラム缶が出たりというのは想定をしておりますけども、それが思っているより多かったり、そういうものが出てくるかなと思います。ただ、・・・

住民：その判断は、結局、県がするの。それとも住民との協議によってするの。

室長：埋め戻し材の判断は、ルールを決めて、どれだけに1回かという話が出てきましたけど、それで溶出基準を超えてたら埋め戻さずに出すというルールは一つあるかなと思いますし、あとドラム缶も、今一次対策でやるような出し方で思っていないところに出てきたら当然出していく必要がありますので、今のりの下にあるって言うてますけど、もっと前に掘ったところからまた出てきたら出したりすることがありますので、それは一定ルールをつくりながら、出てきたら当然、ここにあると思っはいなかったのて出てきたけど出さんて、そんなことはないのて、出てきたものは出していくということになるかなと思います。

住民：だから、それは判断はどうするのていう。まず誰が判定するのていうこと。

室長：今、先ほど言いました6番については、環境基準を超えたら出すというルールは一つ。

住民：どこで決めるの。そのルールは誰が。

室長：ルールは、今、●●さんが言うてくれはったような意見を踏まえて、この間の委員会でも分析方法は決めていかなあかんという話でしたんで、ここに今大まかに書いてますけど、今のどういうサンプリングして。

住民：そうすると、工事する前に住民側とでルールが決まって、それで後は肅々とやるということですか。

室長：いや、それはね、一つは埋め戻し材の分析についてはそういうルールで掘ったものを選別して出てきたものを分析して、出てきた結果によって埋め戻して、結果によって出すというようなことは、一つはルールで動く部分がございますし、あるいは想定以外のものが出てきたときには、ルールにないものについてはということになりますけど、一応今思っておりますのはドラム缶、出てきたら出すという部分があるのと、・・・

住民：ちょっといわゆる具体的な話はまた後から出てくるからいいんですけども、そうすると二重なんですね。ルールに則っているものは自動的に県が出すと。ルールに当てはまらないものが出てきた場合は、またここで考える15番の組織が考えるんですか。

管理監：以前に、有害物の掘削除去範囲とかいう形であずき色の部分について、いわゆる土壤環境基準を超えているものについては有害物として出しますというのは、県の基本的な方針ですと。その土壤環境基準を超えてなくても、プラス今、岡治室長のほうが

言ったいわゆるドラム缶とかああいうものについては、以前からの方針でもって出させていただきますと。

ですから、今出すものはいわゆる環境基準を溶出で超えたものプラスドラム缶、ただ想定してないものがほかにあるかどうか、ようわかりませんが、要は全然、我々の想像もしていないようなものが出てくれば、それはそのときにまた検討しなければいけないと思いますが、当然、この工事をするに当たって、国のほうに実施計画書なり上げる場合に、搬出するのはこれとこれですという形で明記する必要があると思いますので。

住民：そうすると、聞きたいのは、住民側の協議なしに最初のルールに則って搬出するか埋め戻すかを定めるんですというのが原則でいいんですね。

管理監：基本的に、有害物として場外搬出で処理するものについては、土壤環境基準を超えたものとドラム缶・・・。

住民：いや、だから具体的にじゃなくて主体を聞きたいの。主体はどっちですかと。協議によって搬出するかどうかをその都度決めるのか、もう最初に協議して決めたことに則って県がやるのか、どっちかって聞いているんですよ。

管理監：それは、県として決めた。

住民：県がやるんですね。

管理監：はい。

住民：その上でお聞きしたいのは、参考図の1-9の工事様式がありますけども、いったん掘り出したものを分別する施設しか書いてないんだけど、掘り出したものを仮置きする場所が必要じゃないですか。

管理監：もちろん分別施設で分別した後、当然直ぐに埋め戻すのかあるいは外へ出す場合の間にタイムラグがございますので、その分については必要なピット等をしっかりとこの残ったところにつくらせていただくと。

住民：どこにつくるんですか。

管理監：この点については、まだどこにというのをここには落としてない、主な施設だけしか書いてませんので、いわゆるそういう土砂等を置く場所については、この範囲の中で今後の工事の振り回し方法によって変わってくるので、ちょっと明記はしてないということです。

住民：だからそれがね、8番の粉じんとか臭気対策みたいなものにもかかわってくるので、

計画する必要があるんじゃないですかということ、最終的に私言いたかったんだけど、その前にひっかかってしまったんですけれども。

管理監：実際、今既に相当の量の仮置きとかございますね。

住民：ただ、今は建屋があるでしょう、あれがあるからいいんだけど、建屋撤去するんでしょう、最終的には。

管理監：撤去する予定です。

住民：だからどうするんですか。

管理監：ですから今のまず分別施設でもって今の仮置きしている積み上げている分、あれが多分、まず分別になるかと思うんですけども、それでもって一定の空き地もできてくる。そういうところに分別施設をつくるんですけども、いわゆる今、明確に大きさとか書けないのは、どれだけのものを分別後置いとけばいいのか、あるいは工事によってどれくらいの量を埋め戻すまでしっかりと仮置きする場所、そういうものの量自体が明確でない、ちょっと分別施設とか水処理施設ですと300立米とかあるいは分別施設ですとこれくらいの50メートル掛ける30メートル程度のものは、ほかのところで行っている例がありますので、いずれかという形でさせてもらったんですけども、その置く場所についてはちょっとそういう意味があって、書き切れてないのは正直なところです。ただ必要というのはわかっておりますので、必ずつくります。

住民：そうですね。新たにつくるなら、その分の工費も当然ながらかかりますよね。仮置き場に関しては。

管理監：そうですね、仮置き場に関しては多分混ざったらいかんで、一定ごとに仕切りをしながら、雨露がかからないように粉じんが飛んでいかないようにというような形の囲いを持った簡易な建物は必要やと思ってます。

住民：はい、それは2点目。

3点目の話は、14番のところの県有地化以降の話で、私は議会の知事の答弁頭に来て御存じのようにフェイスブックでも批判したんですけども、それはおいといて、その最後のところの活用の問題なんですけども、県有地化したんだから、県は活用に関しては勝手に考えるんですか。

つまり、あそこをどうするかということに関しては、もう我々と協議しないんですかっていうことをお聞きしたいんですけど。何か環境のシンボリックな施設をつくるって勝手に先走って知事が言ってますけども、あれは全く失礼な話で、まだ二次対策の協議も済んでないのに我々がどういう思いでいるのかも知らないで、勝手に何言ってるんだっていう、却って我々は憤慨したんですけども、その点をお聞きいたします。

管理監：知事が言ったのは、我々からは推測でしかないんですけども、知事としてはそれまでに今までの経過の中で、いろいろな、もともとはきれいな里山やったとかいろいろなことも知っておられますので、ましてこのRDという大変滋賀県の環境行政にとって大きな問題のあったところについては、そういう意味で何らかの環境にかかわりのあるような形でもってものを検討していきたいという希望を述べられたと。

住民：それはさ、希望を言う前に皆さんと御相談いたしたいと思いますというのが筋じゃねえのか。知事にそう伝えといてください。自分の希望を勝手に言うのはいいけどさ、そういうおまえ立場じゃねえだろう、自覚しっかりしろよっていうふうに●●が言っていたというふうにお伝え願いたいんですけど。

管理監：伝えておきますけど、もともとの九里先生の質問もそういうようなものはどうですかというような御質問でしたので、そういうものを受けてそういう考え方というのは一つありますねというふうに言われたんで。

住民：だから、地域住民の心に寄り添うということをまず第一に考えてもらいたいということなんですよね、これ以上言いませんけど。以上です。

住民：今一部、●●さんがおっしゃったんですけど、粘土層の破壊された場所、それがちょっと古い書類を**こんかったんですけども、前の図と今回修復する位置で、ちょっと場所が落ちてるんやないかなと。もっと真ん中へんにもなかったですか。前の図ではたしかありましたよね。そこらへんは、穴空いてないことになってしまったんですかね。

室長：前の図って何でしたか。

住民：ちょっとそれをね、今回持ってくるの忘れたから説明が大変しづらいんですけど。

参事：これですかね。

住民：はい、それで何年度ですか。

参事：20年度とかはこれでやってましたけど。

住民：ああそうですか。そのとき、それで全部今、網羅できるんですかね、今の。

室長：今のこの図やったら、今想定されてるやつが細かいボーリングでもうちょっと明らかになってきて正確な位置を今書かせてもらってますけど。

住民：書いてあるけど、そのときに消えてるわけでしょう、一部。

室長：このへんは粘土層の上ののった砂層が書いてあるのであって、穴が空いてるわけじゃないところが。

住民：穴空いてはないんですか、それは。

室長：K s 2の上に粘土がのって、その上にのった砂が粘土の上にちょっと砂が残ったみたいなのが。ここのこの中にも上にのった砂があると、ちょっと高いところについては、K s 2の上にのった粘土の上にもうひとつ砂がのったみたいなの。

住民：ということは、その砂、いやいやそれ**じゃなくてあちらのほうの図ですか。

室長：はい。これは・・・

住民：これはK s 3、黄色い。

住民：いや、そっちはわかるんですけど、今の先ほど見せていただいたほうが僕の言うてるほうなんですけど。

室長：おっしゃったのは今のそういうことで、それがもっと詳細に明らかになってきたという。

住民：僕が心配するのは、今の修復する場所以外に粘土層が破壊された場所というのは存在しないのかなんです。もし、これ調査してるのはボーリングだってずっと広い間隔ですから、この前も言いましたけど平成10年度の深掘り穴が、ごっそり空くような未調査区域というか、そんなものはいっぱいあるわけですよ、今現在に至っても。その状態の中で本当に大丈夫なんかと。その漏れてる場合に、どのように何で判断していくのか。そこらへんを詳しく教えてもらえますか。絶対ないんですか。

室長：今までの調査でK s 2の上ののってある粘土層というのは、非常に幅広いしっかりした粘土層がのってあるのが確認できています。ある程度連続してずっと下のほうまでいってあるんですけど、ボーリングしたところで直接砂が出てきたのが先ほどの西市道側のあのへんの今の法面を試掘したあのあたりが、前の調査でも、ちょっと形が違いますけど、今ボーリングしたためにもっと詳細に形がわかってきたというところ。

それと、空いてしまっていないんですけど、非常にボーリングしたとき薄かったのがあの2カ所、あとはそういう部分はない。御心配の平成3年の北尾のところへんのやつについても、確かにそのとき掘っておったという話ですけども、粘土層が残ってるという状況でありますので、私ら今までの調査の中ではほかには粘土層は抜けてないということを思っております。

確かにリスクというところで、おまえら確実かと言われると、何メートルか四方でが

ばっと深く掘れてあって空いてあるところがあるかもわからんということについては、それはリスクとして先ほど言われたそういうこと、今うちの調査結果に基づく「ない」というふうに判断してますけど、もしあったとしたら効果があるのかないのかというところで、なかなか効果が出てこないという結果が出るかなと思っております。

住民：その効果の判断は、要するにどこでするんですか。今までのモニタリングの場所。

室長：これは周辺の今の井戸もありますし、これから周辺に井戸も掘りますので、そのへんで梶山先生やらが言われた陰イオンとか電気伝導度とかそういうやつで、初めはちょっと上がるかもわからへんけどまた下がってくるやろ、というあたりで見ていくということになると思います。

住民：粘土層を破壊してるかどうかわからないけど、僕らが写真で見てる限りでは、3年度、5年度、6年度そして8年度、10年度というので、こういうところであったなあと、写っているというように僕らは確認してるわけですよ。それなのに、その場所が本当にね・・・深さというのは写真だからはっきりいってわからないし、写真撮ったときと前にはもっと深かったかもしれない。そこらはわからないので、大変に危惧してるところがあるわけです。

室長：おっしゃるようなことで御心配なところはわかりますけど、調査の結果としては、今、うち非常に正直に調査結果を言っていて、砂層は直接出てないところについて、薄いところについても言うてるような状況ですので、今の北尾側のことは違いますが、ここらへんもぬけてる可能性があるなという話で言わせてもらってるような状況ですので、そのへん心配なところがあるかもわかりませんが、調査結果としてはほかのことはぬけてないというふうに考えてます。

また、その心配事については、後の効果があるのかないのかというところで。

住民：問題はそういうことなんです。

室長：それはしっかりやっていく必要があるかなと思います。

住民：ちょっとお尋ねしたいんですけど、この水処理施設と分別施設の位置の問題なんですが、ここに決められたという理由というのはどうなんでしょうか。

参事：これはとりあえずたたき台の案ですけど、出入り口があって一次対策で掘るところがあってとか、あとここの今度二次対策で掘ろうとしているところをどのように廃棄物を動かすかというようなことを考えると、こっちの奥の隅っこのほうが適当かなということとここに書かせていただいたんですけど。

住民：実は、ちょうどこの図面を見ますと旧焼却炉の跡地へんですわね。そして木材焼却

炉のそのへんと。それで、北の山あたりで、どういような対策がとられるのというよ
うな話を聞かれるわけなんです、実は、ここへこういう施設ができるよと言うと、前
の焼却炉で非常に騒音やとか悪臭、粉じんが外へ洗濯物を干せなかったというよ
うな事実がございまして非常に心配するわけなんです。そういうよな事実がございまして、
どうなの、どうもないの、と。この位置を変えることはできないの、と。協定書を結ぶ
前には、皆さん寄ってもらって相談せないかんと思うんですけども、そういうよな
話が非常に出てくると思うんです。●●あたりもそうやと思うんですけども、その点
ですね、そして今、市道の下にはもう下水道管ができてるんじゃないですか。それを使
わないでまたここへ上げて落とすというよなことにもなる。無駄にもなりますし、そ
ういった合理的なところからも考えてどうなんでしょうか。その点ちょっとお考えいた
だきたい。地元で説明するのは難しいなと思う点もございまして、ちょっとその点
をお聞きしたいと思ひます。

室長：かちつとしたものではないですけども、分別施設はテントを張ってテントの中に機
械を入れて、音がせんよな対策をしながらやらせていただくということですので、極
力、音の、あと当然粉じんがでないよな中の気圧を低めもってやらせていただきた
いと思ひてますし、水処理施設のモーターの音がするくらいということでも考えてお
りますので、そのへんの、粉じんなり臭いなり、そういうものがこの分別施設、水処理
施設からは出ないよな極力気をつけて、というやり方でさせたいと思ひます
のでよろしくお願ひします。

住民：水処理施設ではそんなになんだろうと思ひますが、分別施設なんです、トロン
メルなんかを入れるというよなあんなものは通しですわね。音もするしほこりも出るし、
においもするだろうと思ひます。そりゃテント張ってされるのはよくわかりますけれ
ども。

室長：絶対に音がしないという話じゃきつとないと思ひます。テントしても、絶対に音が
せんということじゃないですけど、粉じんとにおいは、選別してるやつのはこりが出
てくるとか、それは極力ないよな中を負圧にして外から風が入ってくるよな
しながらやりたいなということでもやらせていただきますのでよろしくお願ひ
します。

住民：民家を見てますと、直線距離で50メートルあまりくらいしかない家があるん
ですよ。この前、これが稼働しているときに非常に皆さん困って、そういう経験
がありますので、ぜひひとつそれは県のほうへ言っしてほしいというよな声も聞
いておられますので、もう一遍ちょっと考えていただきませんか。

室長：対策中の環境対策というのは十分気をつけてやらせていただくということ
で、これを見ていただくと、こんだけのこのよな部分を掘りますので、そうい
った使える部分はこの白の部分だけでございまして、先ほど●●さんか
ら指摘ありましたここにはまだ書けてないんですけど、分別したものを置いとく
ところがここにばつと並んで、この上は

全部作業をせんなんような場所になってくると思いますし、この西市道側の西側は山になってますので、場所的にはこの上の平らなところに、今ここはこう書いてますけど、ほかのところもストックヤードといいますか分別したものを置いとくところがずっとこの上には並ぶのかなと思っておりまして、極力、当然、分別施設はテントで囲って負圧してほこりが出ないようにさせていただいて、音もなるべく出ないようにする、においも出ないようにする、というようなことで対応させていただきたいと。この分別施設だけじゃなくて全体が、この上がそういう状況になると思いますので、よろしくお願ひします。掘ってるところも極力、重機の音がせんよんというこゝで、音が、粉じんが出る可能性があるところというのは、うちからリスクということからいうと全面になってくるので、これを極力出ないようにしながらやっていく中の一つは分別施設なんですけど、分別施設はテントの中にあるので、そういう部分については極力抑えられるのかなと思ってるんです。

住民：それもね、4年か6年、40億から70億のお金かけてやるんやと、それは完璧なことをしてくれるやろけれども、**という声がありますので、そのへんもう一遍ちょっとよく考えてみてください。

住民：ちょっとそれに関連すると思うんですけど、今回の工法をやって効果が見られない、つまり周辺地下水の汚染がまだ続いているという場合に、新たに地下水層を破っている箇所を掘削して何か手当しなければいけないかと思うんです。そういうことは可能性もあると。そう考えると、この分別施設とか水処理施設は、その可能性の低いところに置くべきじゃないかなと思うんです。先ほど●●の方がおっしゃってたように、分別施設のこのあたりが汚れている可能性があるというのならば、ここは外したほうがいい可能性が出てこないですかね。

だから、こういう施設は今後のことも考えて、安全なところ、地下がここは大丈夫だつていうところにつくるべきじゃないかなと私は思うんですけど。

室長：分別施設は、対策工が終わるまでの間、設置をするものでして、水処理施設はまだなお引き上げて処理をずっとする必要がある。

住民：だけどもし掘削するんだつたら、その分別施設使えるじゃない。

室長：その施設をずっと置いとくっていうことにはなかなかならないです。

住民：ならない。じゃあ工事が終わつたらこれは解体する。

室長：どういうシステムで置くかということになってきますけど、期間に使うだけのリースになったりというようなことで、うちが買い取るということはなかなか考えられへんのかなと。

住民：そうすると恒久施設は水処理施設なのね。

室長：そうですね、はい。分別施設は恒久の施設ではないと。

住民：そうすると少なくとも水処理施設は、下が大丈夫だということにつくる必要があるわね。

室長：そうですね。今のところ、ここが対策工としてやる中で掘るところでもないし、一番隅っこのほうで取り回しに邪魔にならないところということで一応決めてますけど。そういうことで、今後、こういう方法でやろうかとなれば、またその位置なり配置なり大きさなりの関係は十分詰めていって、詳細にやっていく必要があるかなと思ってます。

住民：それに関して一つお願いがあります。今、お話の中で旧焼却施設の場所でもしそういうことをするということがあれば、その焼却灰によってそれが原因で1,4-ジオキサンが出てるということも大いに考えられますので、まして陰イオンと電気伝導度のそれをしようとするということは、やはり処分場では焼却灰が原因で汚染されることが多いので、法的にそういう陰イオンと電気伝導度を常に測りなさいという法令がありますので、できるだけ焼却灰あるいは医療、そういうのを今まで以上にもっともっと注意してあげていただきたいんですけども。

課長：物を燃やすことによって分子が燃えてしまっていて酸化されて、結局イオンの状態になってくる。そういう意味で塩、塩化物イオンというのは一番根源的なものですから、しかもマイナスイオンですから土に吸着することはなくて速く移動するから、それで測りましょうということなんです。塩化物イオン濃度に比例するのが電気伝導率ですから、どちらかの状態を測ればいいと。

ただ、ジオキサンは、焼却灰の中に入っていません。それはなぜかというとならぬからです。物を燃やせば、汚泥と一緒に燃やしますので、汚泥の中に入っているジオキサンは燃やちゃいますので、ジオキサンがあるとすれば、燃やしてない汚泥の中にある可能性はあるけども。

だから、焼却灰の中にジオキサンは入ってないです。

住民：医療廃棄物のあれもあるでしょう。

課長：今の我々が考えてますのは、洗浄剤の中の不純物として入ってますので、例えば中性洗剤とかあるいは脱脂洗浄剤の副剤として入ってるというようなことは聞いてますので、そういった不純物として量的には少ないですけども入ってる可能性があるかと。可能性があるとしたら、汚泥、**であるというふうに思ってます。

住民：それともう一つだけすみません。この第二次対策でやっていただくのはもちろん今後のためにもなるべくいい方法でやっていただきたいんですけども、それでまして全然

手つかずで何もせんというわけにもいきませんので、やっぱりやっていただかないといかんですけども、それと並行してそれ以外のところ、ただ浸透水が集めて水位が下がってあれするからどうもないんやということじゃなくて、土壤汚染対策法にもありますように、やっぱり土壤で検査して調査して基準値を超えたところは、そこから10メートル角で浄化しなさいという法令がありますので、できるだけそれはやっていただきたい。お願いいたします。

課長：一応それはそのルールに則って私たちも調査やってまいりました。その30メートルメッシュでやって、そこで出た場合には10メートルメッシュを縮めてやると。

住民：浄化ですよ。

課長：ええ、ですからその部分については、環境基準を超えているようなものについては除去するというふうなお約束でやっていますので、それでその条件についてはクリアせんとあかんと思っています。

住民：いやいや、VOCsだけじゃなくてひ素とか色々な重金属もあるでしょう。

課長：ええ、ですから土壤汚染対策法なり土壤の環境基準に決められている項目、これは全て測って、それで基準値をオーバー、溶出基準をオーバーしているものについて対象にしているということでございます。

住民：だけど、全て測ったわけじゃないでしょう。

課長：ええ、ですから先ほど申しました土壤汚染対策法のルールは、30メートルメッシュでまず測りますと、その中で汚染が出てきた場合にはその30メートルメッシュを9つに区切って10メートルメッシュでやりましょうということ。

住民：10メートル角で。

課長：そうです、10メートル角で調査してまいりました。そして上下に探ってきて、基準値を超えた分のところを3メートル深度で取るという格好ですので、それについては、●●さんがおっしゃっていると通りの処理をさせていただけると思っています。

住民：十分じゃないと僕は思っています。すみません。

住民：土対法のほうは10メートルじゃなかったかな。

課長：ですから10メートルメッシュでやっているはずですけど。

住民：30メートルというのは出てないんですね。

課長：ですから最初の時点で30メートルあたりをつけて、その上で物が出てきた場合には10メートルメッシュでやるという形でやらせていただいていたと。

住民：前の資料に戻るんですけど、資料1の1-8のところの有害物除去の範囲ありましたね、二次対策工事の。前は今現在見つかった深さまで掘ると、浸透水につかっているところはやらないと、前はそういう話でしたね。違いましたか。その下もやるんですか。そこらへんもうちょっと詳しく教えてください。つかっているところはどのようにやるの。どの時点でどのようにやるのか。

管理監：浸透水につかっているところは、漏れ出て悪さしている恐れがあるので、浸透水につかっているものはちゃんと出しますよと。

住民：紫のところですよ。

管理監：はい。

住民：ということは、僕らは前のときは、こういうところは有機化合物がたくさん出ていましたよね。だからああいうものは水より重たいんで、一番底まで掘ってくださいということをお願いしていたんですけど、そこらへんのあたりがちょっと僕、記憶が中途半端でわからない。どこまでやるって、確認できましたら。

室長：これは30メートルメッシュで見つかった場合の9つに割った後の周りのやつについて深さも項目も色々測らせていただいて、ボーリングさせていただいて結果が出ているということですので、いつやるかといったら。

住民：いや、いつやるかというより、二次対策工事でやるわけですね。

室長：そうです。

住民：それは、二次対策工事はどこまでの深さ。

室長：深さは出たところ全部とります。

住民：出たところ全部でしょう。そやけど、それより下を僕らは言っていたわけですよ。やっぱり重たいもんやから、流れて下へたまっているやろと、その場所はそれは確かにボーリングの場所とはずれてるかもしれんけど、ああいうものは普通水より重たいものやから。もっと沈んでいく部分でしょう。今これ常識やからね。この常識の延長、それを、

室長：それを30メートルメッシュでやらせていただいたその上と下、出たところの上と下まで検査させてもらって。

住民：僕はあれ納得してないです。あれは確かに説明はありましたよ。説明はあったけど納得してないですよ。

室長：専門家の意見も聞いて、初め横だけやと言ってたけど、上も下もしたらどうやろという専門家の意見もあったんで、上と下、斜めのところも含めて分析させてもらいましたんで。それで出たところについては、取らせてもらう。

住民：前から言っていますけども、高アルカリの調査のときに、どろっとした黒いものが出てきたと。水より重たいものが出てきたと。その場所というのは、10メートルも違ったら全然違うわけですよ。5メートル違ったら全然違うんですよ。そういうところにピンポイント的にたまっているんです。それも大量にたまっていたんですよ。そういうのにスポットみたいにたまっている可能性というのが十分あって、それを見落としている可能性というのが十二分にあるわけですよ。それをそのままにしてそれで終わりでしたっていうのは、僕は納得できないです。こんなに高濃度で表面にあるものは、絶対に流れてると思う。

室長：どのことを言うてますか。

住民：有機化合物。

室長：それは、底まで。

住民：一番底まで掘っていただいているの。

室長：それは底まで掘りましたよ。ずっと検査しました。

住民：いやいや、掘ったんじゃなくて、ボーリングでしょ。

室長：ボーリングですよ。

住民：だからボーリング、僕の言っている意味は、今ボーリングでは、ちょっとずれたって全然違うよということを言っている。

室長：だから、ボーリングで底まで掘って全部検査したという。

住民：それはボーリングでしょう、だから。

室長：いや、そやけどそれやったら全然ボーリングする意味がありませんやん。

住民：ピンポイント的にやっている可能性があるわけでしょう。

室長：これは、確かにVOCs濃いのが見つかったし、●●さんが言うてくれはって、部分的にしようかなと思ったけど、そんな中途半端なことするなという話になったので、周り全部ボーリングして分析させていただいたんで、その結果に基づいて・・・

住民：それは結果としては結果ですよ。だけど僕らは、やっぱりその下にたまっている可能性というのは十二分にあると思っているわけですよ。こういう懸念材料を残しておくというのはおかしいですよ。

管理監：ですから、少なくとも掘削除去するという部分については、しっかりとした産廃特措法の代執行でやるという中で、やはり科学的な根拠のあることしか行政としてはできないんで、そこはそういう形で最初の調査のときから説明はずっとやらせてもらってきたと。その中ではっきり、見つかったところはしっかり出しますと、環境基準超えたものはと、いやいやその下も危ないさかいそれも全部出せって言われても、ちょっとそれはなかなか我々としては対応できないと。

住民：だけど、そんなんでも了解なんてしてませんよ。了解したんですか、これ。僕は了解したという認識はないです。説明はありましたよ。説明はありましたけど了解ってしたんですか、みんな。了解してないですよ、僕は。

住民：してないです。したつもりはありません。

住民：ないでしょう。

住民：でも、今の場合、進めていかないかんので、私は説明を聞いてそのまま進んできたという状況です。ですから、私が今思うには、やっぱりこんなん認められんとばっかり言うててもどうしようもないから、さっき言ったように私らの意見をずっとちゃんと書きとめて、みんなに発表してほしいと、私らこう思っているんやと。ところが県としてはこうやから、こういう理由でできないんやと、そういうことをはっきりと言うてほしい。それをごまかしたような格好で進んでくるから、私たちも、いや、ごまかしていませんか。私にはそう思えるんですよ。ちょっとひがみかもしれませんが。そういうことなんで、そういうことをちゃんと、私らを説得するなら説得でも構いませんし、説明するなら説明するのは構わないんですけども、それを受ける受けないは私らのところもあるんで。

住民：今先ほど、有害物を見つけましたと、そこまでの分は取りましたというような形で

おっしゃいましたけども、さっき言ったその10メートル角で有害物が見つければ、僕が理解しているのはその全ての土を浄化しなさい、あるいはコンクリートで固めるとかいろいろな方法があるでしょうけども、10メートル角すべての土を浄化しなさいというふうに法律が書いているように私は理解しているんですけども。その場所だけじゃなくて。

課長：柱状のもんじゃないですよ。これは深さごとに区切って行って、そこで調べる・・・

住民：それもやったんですけども、その法律上の書いてあることが10メートル全ての土という具合に書いてあるから。

課長：ですから先ほどのこの1-8のところのあずき色のところ、この四角の括弧これ10メートルです。10メートル、10メートルで環境基準を超えたところは撤去いたしますと。

住民：全てじゃない。

課長：ええ、ですからこのルール、今まで先ほどからのルールの中で。

住民：まあいいです、水かけ論になりますからいいです。

住民：12番にポンプをいつまで動かすというのか、いつまでも動かすというのはいかがかっていうふうなかつこうで、私もちょっと言ったような気もしますって言いましたけども、いつまで続くのっていう気持ちもあるんですけども、それだけ動かすのに費用何ぼかかるんやと、そういうのもあるんですよ。だからこれ、適当であるとは言いながらも、そしたらどのくらい費用かかるんでしょうね。

それとあと、例えば県と住民が協議を行う組織が必要である、これ、当たり前なんですけども、これをどれだけ続けてどういうふうにやっていくんか、私らもずっとやらせてもらえるのは光栄かもしれんけども、まあ大変ですわね。そういうのはどういうふうに考えるんかなど。金額にするんか何でするんか。それと、今の処分場の対策工の方式をどういうふうにやると天びんになってまあ、しょうがないなあになるんか、そのへんはどうですか。

課長：先にポンプの方だけお答えいたします。

今1日100トンくらいくみ揚げておりますが、月4万円くらいです。年間で50万円くらい、毎年50万円の出費があるというレベルの話だと理解しています。

住民：ポンプ自身がそんなにかかるの。

課長：あとですね、ポンプ代だけなんです。先ほどここでも申しておりますように、濁り

がなくなってきたら、水処理施設自体も動かす必要もなくなってくるので、あとは下水にいかに投入するかということです。そういう形からすると年間50万円くらいかなということだと思います。

住民：水処理施設はやっぱり費用かかるんですか。

課長：水処理施設は結局何かというと、あれはポンプなんです。

住民：中に入れてる過したりするん違いますか。

課長：ポンプとか^{かくはん}攪拌施設なんです。ただ、要するにあれは揚程低いですよ。今ここで一番低いところから上へ揚げようとする場合20メートル弱くらいなんです。ポンプで水をくみ揚げないといけませんやろ、下水にあげるのに。

住民：あれは下の大きな池つくって貯留するんですよね。そこにポンプを置くんですか。

課長：ですから、今回の場合は、先ほど話がありましたこの青いところにポンプを置いて上へ揚げると。このポンプが一番電気を食うでしょう。

住民：^{かくはん}攪拌するというのは上のことでしょうか。

課長：ええ、この水処理施設の中で^{かくはん}攪拌しますから、これは動力的にはあまり要らないです。

住民：それはポンプじゃないですよ。

課長：ポンプと同じモーターを回すだけですが、負荷はあまりかからないと思いますから、結局のところ100トンの水を毎日十数メートル高いところまでくみ揚げる、これが電気代に一番かかわってくるんだと思いますけども、今の現状で100トンくらいで先ほど申しましたように月4万円くらいだということです。

管理監：あと、住民との組織ですけども、これはこの前の委員会でもそういう形で住民さんも色々不安もあるし情報不足になったらいかんという部分もありますので、そういう意味でここに書かせてもらっておりますように、当然、工事中についてはこういう工事でやってこういう状況ですと、あるいはそのときのモニタリングの数値はこういう形で今変動していますという点を同じように情報共有しながら、何か変動があったときにはその原因は何かとかいうのは、専門家の学識の方の意見を聴きながら、今の工法のま

ま続けてよいのかとかちょっと様子を見るべきやとかいう点を、我々からすべての情報を開示させていただいて、それについてこの組織の中で色々協議をしていきたい。

この点については、確かに梶山先生例えば一月に1回とかいう形になると大変住民さんの負担も大きいけども、やる限りはそういうことも考えられるん違うかというような御意見でしたので、我々としても当然、工事中についても色々な形で、今までから井戸掘ります、ボーリングしますよとかいうのも全てこういう中で御説明させてもらっていましたので、そういう意味でもこういうような協議を行う組織というのは必要だろうと。

あと、一番の問題ですと本当にこの対策工が有効やったかどうか、この処分場がその対策工によってしっかりときれいになって地下水への影響がちゃんと落ちついてきて環境基準を下回るようになるのかどうか、そこらへんについてもやはり全てのモニタリングの井戸等の情報を定期的にお知らせして、その状況を皆さんにも共通認識をしていきたいと。一番いうのは、当然そういう形で2年間普通安定すればいいんですけど、それ以後もフォローしてもう1年とかいうような形であれば、そういう形でやって、一応これで対策工としては効果があったなと皆さんと言えたときが多分、解散の時期であって、そこまでは必要かなというふうに思っているんですけど。

住民：この間の話で、これは出てないけど、モニタリングは何年くらいするかっていうみんなの質問で、20年から30年かそれ以上とこういうことやわね。ということは、有害物のこの除去量が足らん違う。専門家は一応この数字を見て、20年か30年かわからへんて言うてんねやから、これ永久かもわからんという言い方もあったから、これは有害物の除去量が足らんと思うよ。

住民：といってもしゃあないんでね。

住民：いや、だからもっととらなあかんねんて。

住民：いや、それは特措法外でやるしかないな。

住民：それは外でもいいよ。それは県費でやってもらわな困る。

住民：そうなるでしょう。

住民：効果のあれに出して判断したときに、えいやで決めていったら。それか、今のうちから。

住民：いや、20年も30年もたってから効果がなかった、それからまたやるとかっていう話は、そんなんもたんよこっちは。

住民：5年たって、その2年間安定したかどうかというそこ違いますか。

住民：いや、だからそれではあかんで言うてる、専門家が。この間でも20年か30年かかる言うたやん最低。

管理監：ですから、ここの1番に書いていますように、いろいろな物質の中でゆっくり動くものがどうのこうのというのものもあるけども、そういう塩化物イオンと流れやすくて早急に数値的に現れてくるものでもって判断すれば効果があるかないかは一定わかりますということも言われておられるんで、それを効果指標として、みんなで協議してその数値を見ていきましょうという話で。

住民：大きな顔して専門家の先生が、20年も30年もかかりますというようなことを言うねんで。

住民：あれは、管理型の場合は、一般的にそうですと。というのは、そこのこの。

住民：いや、管理型違う、ここの話でやから。

住民：いやいや、私が聞いたのは、ここのこれでどういうふうに思われますか、県はあまりはっきりわからないとおっしゃったんですが、委員の方はどうですかって聞いたら、委員の方もいや、わからないとおっしゃっていました。その後で、小野先生が、一般的なことですけどもということで管理型の場合は、二、三十年かかりますというふうに言わはったと思うんです。

はっきり言って、他の方もわからん言うて、ひょっとしたらそんだけかかるかもしれないしかからないかもしれない、それがあの方たちもわからない。ただ、ええ結果になると思いますよとは、希望的観測をおっしゃってはったと思うんですけど。そうなったらええんですけども。そういうこともあるんで、結局、5年たって、工事が終わって、5年終わってあと2年見てやから、もう特措法越えていますよね。そのときに、やっぱりもうあかんわってなったときは、これはもう県の方、もう頑張っていただかんとあかんと思うんですけど。

住民：そのころに頑張ってもろうたって、わしら生きてへんで。今頑張ってもらわんでどうするんや。みんなそこそこ歳やで。30年も40年も後生きてるか。

住民：今のうちや、やるなら。

住民：そうやで。

住民：今の塩化物とか電気の流れ、伝導率で変化があるって言われましたけど、全くそれも見られないというのが早い時期にわかったら、どうするの。そういったものはリスクやと思うんですけど。

住民：結局ね、化学のことのわからん住民はだまっとけと、わしらに任せいう先生がわからん言うねんで。どうやこれ。

住民：電気伝導度をそれで見えていくっていうんやけど、この10年間で、当初掘削しています、あのときの電気伝導率は3,000とか2,000、ぼんぼん出ていたんです。今はもうずっと減っています。放置しても自然にしているても10年経てば下がるんです。対策しても下がるかもしれんけど、それはね、ちょっとそれでどう判断するのかね。

住民：それで効果があったという。

住民：要するに今の状況をほったらかしても、野ざらしにしても下がっていきますよというのは事実です。地下水はじゃんじゃん流れてきて、それでも下がる。この前の大雨のときに、電気伝導度を県の方と一緒に測りましたが、もうぐんと下がります。3分の1くらい下がる。雨水でも下がるんです。対策しなくても下がります。それと、対策とどう違うのかというのは、きちっとやっぱり見とかんとあかん。

住民：今、問題になっているのは、結局は地下水に出るか出ないかというところの問題で、やっぱりそこんところの手当てをこの前も私しつこく言いましたけども、バリア井戸で地下水をくみ揚げるというのは、効果の確認の一番目のところに、工事中と工事完了後の5年程度は地下水が安定しないということをおられるわけなんで、結局、なかなかあそこを掘り返すうちゅうこつちやから今安定になつとるんやけど、それを工事によってかき回すわけやから、安定をちょっと破るような形になって、そのことが4、5年はなかなかいろいろ変動するというような評価になっているんやないかなと思うんですけど。

ですから、そういうことも含めて今さっき聞いたポンプ代100トン揚げて月4万円くらいというような形であれば、あまり費用もかけずにバリア井戸はいけるんやないかなというふうに思うんです。

この前、中村さんが、上から引くことによって余計に汚染物質が下の方の地下水の方へ引っ張られるというふうにおっしゃいましたけど、引っ張られるということは、どこかに穴が空いているから引っ張られるわけで、穴がふさがっとれば引っ張られない。だから、そのへんで何か中村さんがおっしゃっていることは、穴が開いてないことを前提にして浸透水をくみ揚げるということをおっしゃっているかと思えば、バリア井戸をつくればどこかから漏れ出すやないかという、そういう二つのことをおっしゃいましたんで、どっちをどう評価したらいいのか僕もわからないわけなんですけども、そんなに費用もかからないことであれば、地下水をそのままくみ揚げて下流へ流さないという方法をなぜとれないのか、二次対策においてそのへんのことをやってもらえれば。

というのは、ちょっと長くなりますけど、年に500メートルのあれがあるらしいです。大体そのくらいだという500メートルくらいの流速があるらしいですけども、それでいけば100トンか140トンほど引っ張れば入った分を引き抜くことになるから、それでコンバラになってしまうんじゃないかなというふうに思うんですけど。そういう

ふうな工法は、なぜ今県の方もちょっと考えてもらえないのかなと、費用もそんなにかからないのになつていうふうに思うんですけどいかがですかね。

住民：例えばどこにバリア井戸をつくるんですか。

住民：下流部の経堂池の手前ずっところ。

住民：処分場の外で。

住民：いえいえ、処分場の中でいいと思いますよ。中の一番外側。経堂池の手前くらいのところ。そのへんをずっと十何カ所あって、全部トータル的に100トンとかそこらくらいをするのがいいんじゃないかなと。そうすると入った分と出ていく分がコンバラになるんじゃないかなというふうに思うんですけど。

住民：ここらへんですか。

住民：そのへん、そのへん。

課長：よろしいですか。今工事中ですので、まだ穴がふさがってない状態でバリア井戸をするのはまずいですねと申し上げているんです。要するに、この水色の部分で、これ順番にやっていきますよね。

だから、例えば下から、こっちからやってくる場合、まだこっちはふさがってないわけですよ、そんなときに下を引っ張ったら当然漏れますよね。だから全部ふさがってからやるっていうならまだしも、ふさがってない状態でバリア井戸で水を引くというのは、まさに汚染を地下に引き込むことというふうに考えます。

量的にどうなるかと言いますと、例えば1年間に500メートルとすると、例えば1日1メートルとして仮に計算しましょうね。ここK s 2層が深さが10メートルくらいあるでしょう。この幅が例えば150メートルくらいあるじゃないですか。水の量として1,500トンです。1日で。

住民：だからね、全部引こうっちゅうんじゃないでしょう。

課長：いや、だからバリア井戸っていうのはそういうもんなんです。

ですから、中途半端に引いたらだめです、それは。

住民：彦根气象台の降水量からすると大体1,500ミリなんです年間。それをいろいろ割り算して行って、半分が地下に入って半分が蒸発したり表層水で流れるとして、いろいろ計算してみると、大体1日100トンですわ、平均すれば。だから入った分を出すということであれば、それは計算上成り立ちませんかね。

確かに10メートルあって、1,500トンになるというのは、それを全部引き抜く

ということを前提にしているからであって。

課長：いや、結局ですね、ここの後背地に降った水が、仮に1日1メートルずつ流れていくとすれば、その分を取ってやらなければ、単に100トン、その何十分の1か取ったところでそれはバリア井戸にはならないじゃないですか。それはやはりバリア井戸っていう、それは効果的な方法だと思いますけど、それをやるとすれば先ほどのね、例えば1,000トン以上の水を汲まないと価値がないと思うんです。しかもいつかという話になってくると、全部ふさがった後じゃないと、逆にその汚染水を地下に引き込むという格好になるからちょっとそれはまずいと思います。

住民：遮水壁をきちっとしてバリア井戸をあげたら下がってこないんですか。

課長：ですから、今のこの工法で申し上げてますので、それだとここを何らかの形で要するに地下に漏れない状態をつくってから引くという話なんだと思いますけど。

住民：やろうと思えばできるんですね。

課長：ですからその、遮水壁というのはどういうものですか。

住民：北尾側に遮水壁をずっと延長してきたと。

課長：結局、前みたいに全部囲むんですか。

住民：全部じゃなくて必要なところだけ。

課長：いや、そこがよくわからないですけど。

住民：そりゃそれ以上の専門のことはわかりませんが、下流地下水をくみ揚げるのに当たって引き込むというんだったら、その部分を遮水してその中にバリア井戸を外にもくみ揚げ井戸をつくったらどうですかという案。するんであれば。

要するに、地下水をくみ揚げることによって、どんどん引き込むというから、引き込むのをとめるにはそういう方法もありますねっていうことで、そうしなさいという意味じゃないですよ。絶対的にというような物の言い方をするから、そうじゃないでしょうっていうことを言っているんです。

管理監：まず地下水に漏れ出ている部分がありますよと、今の浸透水からと。それを止めるにはKs2という地下水層に入らないようにすれば、少なくとも下流の方の地下水はKs2層なんで、今下流に出てる部分については止められる、直ぐにはではないですけども、ということなんでこの工法を考えていると。今おっしゃるような形ですと、そのKs2層の水を引き揚げるとなると、今課長が言うたみたいにすごい深さがありますので、

今我々はK s 3のところでも全部そこでおさめて、K s 2の上の粘土層でもって全部**かしてしまおうということで、縁を切ろうと思っているんです。

ですから、それがあある意味で言うと、ここのR Dの処分場だけで降った水は浸透水になって、その浸透水は水処理をして出しますよと。で、その下の地下水層には行きませんよという工法でやるのが一番下流の方の影響も支障も防げるんじゃないかなというふうに思っていると。今、●●さんおっしゃるようにK s 2までの遮水壁とまた40メートルとかの遮水壁をして囲ってしまわんならん。ところがすごい上流からK s 2層というのは、処分場以外の後背地からの地下水も全部入ってきてますので、それはとてもやないけども、なかなか難しいところがあるんじゃないかなという形でこの工法を提案させてもらってると。

住民：その後、それを第二次対策の遮水がきちっと今の工法でできたら、下流域は水処理装置をつくっていただけるわけですか。そういう計画はないですか。

要するに、今県のやられる対策工をやることによって、K s 3が修復されて、K s 2に流れなくなると。そしたら下流域で水の浄化はできますねっていうことですね。下流に行ってくみ揚げても、もう流れてこないでしょう、次の段階でやるとしたら。

室長：この間の委員会で私、聞かせてもらって、今私らが考えているこの案は、遮水してこの処分場を対象として対策するんやと、もう既に地下水へ流れ出ている分は対策するのはどうかというたら、委員の方々全員が、オーダーが変わるようなもんになってきたらまたせんなんかもわからんけど、ここをきちっとやったらいいやろということを委員さん全部が言うてくれはったので、そのへんはしっかりそこを囲うということができるとかできないのかというのが一番。

住民：下流域で環境基準超えている状況に今現在あるけども、当然それはなくなるやろうと、だから放置しようということですね。

室長：放置という言い方はあれですけど。

住民：事実そうですからね。

室長：だんだんと下流のほうも、最初は周辺に行って下流の方もきれいになっていくというふうに考えてます。

住民：それがもしならないという状況になったらどうなんでしょうね。

室長：それは、効果の確認っていうやつ、ちょっと色々段階があつてあれですけど、効果があるかどうかというやつは掘ったら余計上がったところもあるけど、傾向として下がっていくという効果。それからそれを続けていったら環境基準を下回るという目的達成みたいなのところがあつて、あとまた、これは地下水の話ですけど、さっきから

何十年とかいう話は、浸透水がどうなのかっていうところが20年とか25年とかいう話があって、何段階もそういう話があるということですね。

ただ、浸透水自体が、今どうなったらいいかということについては、今下水道投入を考えていますので、下水道投入基準を安定してクリアするという事は一つの水処理のするかしないかの判断というところがありますので、幾つもの判断の基準がある。まずは何年か経って安定してきたら、先ほどの足の速い指標が下がっていくという、効果があるというのをまず確認すると。それがあつたら、それが傾向として下降の傾向を示すと、何年かたつたら環境基準を下回ると、地下水ですけど。そういうのをだんだんと踏まえて、皆さんと監視していくというふうなことで、工事の後はそういう情報を共有したいなと思っております。

住民：今、皆さんおっしゃっていたのは多分、住民共有する不安だと思うんです。

今回の工法の問題は、大きく二つあって、一つは浸透水の問題が結局これは循環浄化、原位置封じ込めという形で残ったものを雨水をつかって永久にろ過していくというか循環させるということを引き受けなければならないということが1点と、それからもう一つは、地下水層Ks2層を破っているところが3カ所だという前提に基づいていると、それ以外にも破っているところがあった場合、効果が見られないかもしれないけども、その判断がどうも微妙だと、つまり三つ破っている、もう一つ破っているところがあったとして四つ破っているとしても三つふさげば当然ながら入ってくる量は減りますから、当然ながら周辺に出てくる地下水の汚れは減るわね。でもやっぱり破れているには変わらないわけだよね。だから、少しずつその悪いものは処分場外に流れることになりますよね。だからそういうときに、じゃあもう一個の穴を探しに行こうっていうような判断ができる指標があるかっていうと、実はそれに対する手法が、なかなか今までの話では見えてこない。この二つの問題なんだよね。

だからそれについて、県はどういうふうに考えるのか。しっかりした先ほど記録をちゃんと残してほしいっていうことなんだけども、明確な県としての見解を示してほしいんだ。

室長：先ほど、一番初めのほうで言われた前から言ってるのに書いてないという部分も整理させていただきますし、今言われた、それが最大のリスクという話になってくるかと思えますけど、そのへんも含めて考え方を書かせていただくということをさせていただきます。

住民：ちょっと確認ですけれども、いわゆる経堂池側と西市道側の周辺を掘削して、いわゆる透水のところを修復するという事で、かなり掘っていただくわけでありましてけれども、その掘削物は有害なものそれから有害物で汚染されている土砂、もちろんこれは場外搬出なんですけれども、それ以外に金属とか木くずとかそういったものも、あるいはプラスチック等々の廃棄物、要はコンクリートがら以外の廃棄物は、やはりこれも場外へ搬出ということですね、ここに書かれてるわけですが。そうしますと、例えば沈砂池のあたりに有害物がどうも入ってそうだと、他にも西市道側に有害物が入ってそう

だということなのですが、そういうものはもう問答無用で全部掘り出して持っていくわけですから、有害物の確認テスト、試験というかそういうことはもうやらずに、とにかく掘って皆廃棄物は外へ出したらそれでいいじゃないかと、こういうことでしょうか。それはそれでもいいんですけども。要は取ってもらったらそれでいいわけで。

室長：沈砂池の下は、ちょっとどうするか今私ちょっとわからんですけど、どういうものがあるかと。

住民：沈砂池の下を取って、その上に取水ピットをまたここへ構築せないかんわけでしょう。

室長：ええ、だからそのへんは一体どういうものがあるとか、どうも何か悪いものがあるような雰囲気もあるといういいかげんな話ですけど。

住民：ええ、だからそこもでてますしね。斜めボーリングでも何か悪いものがある、見つかったらですね。

室長：そこはどうやってやっていくかっていうのは、ちょっとこれからまた細かく決めていくと。

住民：もしそれを、全部廃棄物は場外処理だということで掘削して全部持っていくということなら、それはそれでもいいわけですけども、前いただいた5月31日の掘削量の内訳の表を拝見しますと、そういうところも全部有害物が幾らでそれによって汚染された土砂が幾らで、木くずとかそんなものが幾らで、内訳みな、想定されてますね。だからそういうの一々分析されるんかなあというような気もしたんですけども、もうそれは調べんとそのまま掘り出すなら掘り出すということで。

室長：ちょっと今、こうやということまで詰められてませんが、当然調べる必要はあると思います。

住民：調べるのであれば、先ほどの有害物を調べるわけですから、300立米に1つの検体と、こんな荒っぽい分析ではちょっと困ると思うんですね。もう少しきちっとそれなりの、見つけにいく調査をやっていただかんと。

室長：それについては今何とも言えませんが。

住民：いや、だからこれははっきりしてください。ほかにも西市道側にあやしいところいっぱいあるんですよ。前々から言ってる有機汚泥の問題だとか。だけどそういうところなかなかボーリングでもひっかからなかったし、あまり話題にも出てこない。そこをとろうということも聞いてない。

だけど、今回そのへんも全部掘り出して、その横にある深掘り穴みたいなところを修復するために結構掘り出してくれるわけですから、全部のけてくれるわけなんですからね、それはそれでもいいんですけど。だからそういう考え方だけはっきりしていただければというふうに思います。

管理監：あくまでも20万はここ掘りますけども、それでもって分別をかけて、我々としては今までのボーリングのやり方と有害物の単位が、10メートル、10メートル、3メートルなんで、同じロットをつかいたいという形で説明はさせていただいたと。でないと、それよりもっと細かく細かくという話ですと、今までのボーリングの調査自体もある意味でいうと否定している形になる。そりゃそれまでの住民の皆さんからいろいろ言われてましたけど、基本的にはこの方法でという形で我々としてはやってきたという形ですので、そういう形で掘って環境基準を超えるものが、以下であつたら埋め戻したと、以上であつたらとりますという形で考えております。

一番沈砂池とかあやしいので、その率が高くなるということは想定ができるかもわかりませんが、一応それは出して分別して分析をしてから量が決まってくるという形ですので、6万とか言ってるのが7万、8万になるかもわかりませんが減るかもわかりませんが、一つの基準でもってやはり搬出するかどうかは決めざるを得ないと。

住民：ということは、いわゆる底面、底の修復とか底壁面の修復とか、そのために掘り出した土砂についてはすべて調査をするということですね。

室長：はい。

住民：廃棄物は全部出すんでしょう外へ。調査してもせんでも。

管理監：先ほど言われた鉄くずやとか木くず、廃プラ等、これをまず分別してきて先にとってしまって、その後残った土砂、有害なもの。

住民：そうそう、有害物で汚染されているかもしれない土砂、これだけが問題になるわけですね。それは分析して処理するということですね。わかりました。

住民：今の場所、市道側ですけど、油分がものすごい出てますよね。1万何千とか、それから鉛だって1,000ミリグラム出てましたよね。こんなもん今さらどこにあるかわかるんですか。底の部分ものすごかったですにおいが。あんなまだ分析するんですか。あんなひどかったもの。まだ分析してどうもなかったら戻すと。考えられへんです。油分なんかは全面的に出てましたよ。数千とか単位がすごいです、みんな。あんなに出てんねんで。そのあと埋め戻すなんていう考え方になりますよね、よかったら、分析でどうもなかったら。油分なんていうのは基準に入っていないもんやから。僕らそういう感覚がわからないです。そりゃ基準は基準か知らんけど。そんなもんで本当に汚染とまるのかな。僕は思えないです。

課長：今ちょっとデータがわからないんですけど、そのレベルの高いレベルの油分があるとすれば、これは当然においが出てると思いますので、それは別途調査だと思います。それだけで今の土対法の環境基準だけで見るとはなしに、掘ってみてそういう油分のおいがるのであれば、それは当然皆さんと御相談する格好になるんだと思います。

住民：わかりました。それ期待してます。

住民：うちの●●で会議がありまして言われたんです。市の説明会はないんか。この前その話が出たけども、今のところこの現状ではまだ決まってない、やりませんというような話やったということやったんですけども、自治会が7つあって、こちらのほうでいろいろ意見させてもらって進めていただいているんですけども、栗東市というところもやっぱり全体的にかかわってきてるんじゃないかなと、それはうちの自治会の人たちもそういうふうにおっしゃってます。ですから、この自治会内だけで決めるということよりも、市のほうでやっぱり説明会なりそのようなものを持ってもらえないかという強い要望が出たんですけども、いかがでしょうか、栗東市のほうは。

住民：それに対してはちょっと私、反論があるんですけども、まず6自治会のほうで話をここまで煮詰まってきたんですから、ある程度一通りやってからという段階で、反対はしないんだけど市の説明会をやるんだったら、少なくとも我々6自治会の説明会を終わってからにさせていただきたいと思います。●●は今度7月15日に県に来ていただいて説明会を開催します。各自治会さんがそれぞれそういう対応をとっていただくのは私はいかなど。その上でまた市全体でやってほしいっていうんならわかりますけども、この段階でまだ詳細が煮詰まってませんし、これまで我々が話し合ってきた成果というものをもう少し形にした段階で説明してもらったほうが私はいいかなというふうに思います。

住民：時期としてはいろいろ早い遅いはあると思うんですけども、全部決まってからやるというよりも決まる前にやってもらったほうがええんじゃないかなと。というのは、やはりこの一周辺自治会だけでこうして決めたということでもちょっと困るかなと思うんですけど。

住民：いや、でも最終的には栗東市の同意が必要ですから、栗東市さんのほうでそれは考えられることだろうと思うし、その中で。

住民：だから、その私はそれを市に勧めてるわけです。

住民：だからそれは栗東市さんが市民全体の説明会も必要だと判断されたときにやられるべきだと思いますけど、今市全体の説明会をやることに対しては私は反対です。

住民：市のほかの方の意見とかというのはあるんでしょうか。

管理監：基本的に産廃特措法の関係ですので、いわゆる周辺環境の支障の除去という形で今まで支障があつていろいろな形でという、なおかつこの処分場問題についてそういう形でかかわってこられたというこの自治会さんに説明して、対策工は御理解願いたいというのが県の考え方です。

それについて、そういうこの自治会さんとの話し合いも含めて、ずっと栗東市さんが来てくれておられるのは、そういう意味でこういう状況だったというのを踏まえて栗東市さんのほうはまた意見を出されるという形なんで、市民全体の報告会みたいなものは別ですけども、対策工をどうのこうのというのとはまた違うレベルになるん違うかなと。

住民：だから、今は県のほうじゃなくて私は市のほうにもお伺いする格好になるんですけど。

管理監：ですから、我々としたらこの前の栗東市議会のほうにも説明は行かせていただきましたし、ここで説明したことと同じことを市議会にもさせてもらおうと。基本的には、そういう形で我々としてはまず早急にこの案について、関係自治会の方の御理解をいただきたいと。

住民：ですから、我々も栗東市のほうにも今までいろいろお願いしてきたし、県にもお願いしてきたと。私たちだけやなくていろいろお話しさせていただいた方もいはると、これがいよいよ工事に入っていくと、そのときにその自治会周辺で県が言うてくれはったところだけである程度決めて、そのままぼんぼん行ってええんかという話もあるわけです。それは私だけやなくて、うちの自治会の会議でそういうことがあったんです。ですから、そのへんも市のほうは考慮していただきたいなと思います。私らだけで決めていいのかどうか、そういう話もあります。

住民：住民の意思をどうやって決めていくかっていうのは、これは極めて微妙な問題で、これは栗東市全体の問題でもあるから、栗東市の市民全員の意見を聞けっていうのはそれはそのとおりなんですけれども、やり方を間違えるとせつかくまとまるものもまとまらなかったり、とんでもない結論が出たりする場合がありますよね。我々は、痛みとそれから利益を知っている立場にいます。つまり地域がよくなることは我々の喜びでありますし、この案件が長引くことが我々の苦しみであるわけです。

ところが、地域を共有しない人々たちにとってみれば、自分の理想にとってどっちがいいかという議論になりかねないんです。そうしたときに、本当の理性的な討論が行われずに声の大きいものに流れて、せつかくの成案がつぶされるということを私は大変危惧します。これまで栗東市のほうで説明会何度かありました。私は調査委員会の委員長だったときに、何度かやったんですが、それは調査委員会という立場がさまざまな声を受けとめるひとつのバッファーがあったからです。そこがちゃんと皆さんの意見を取りまとめて市に提示するという形ができたんですけども、今回、そういうものがないですね。そうすると、県なり、市なりが直に住民・市民と向き合う形になります。そこ

でもし混乱が起きたときに、我々がこれまで話し合ってきたことの努力はどうなるかっていうことを、私は大変心配するわけです。ただ、安直に市民集会を開くようなことはぜひやめてもらいたいということをお願いしたいと思うんです。

住民：僕は反対です。やっぱりね、これリスクがものすごくともなうわけですよ。僕らがそれに対して責任が持てるかっていうことなんです。

住民：だから私、絶対だめだって言ってるわけではないんです。今言ったような形でも、

住民：これでうまいこといくかどうかわからないんですよ、はっきり言って。

住民：だけどもね、

住民：そしたらね、工事が決まる前に全市民と一緒に話していくというのは当たり前じゃないですか。そんなもん私たちだけで責任持てますか。責任持てないですよ、そんなもん。

住民：僕はね、最終決定する前に、市民集会を開くなかって言ってるわけではありません。それはそうだけでも、時期尚早だと言ってるんです。

住民：じゃあ、いつだったら時期尚早じゃ・・・

管理監：1点だけ言わせてください。いろいろ●●さんも●●さんも心配しておられますけども、このいわゆる調査とか対策については、この中で話し合いをして皆さんの御理解をいただいたとしても、最初の覚書のときにはっきり書いてあるように、その責任というのは全部県が持つという形ですので、皆様方に責任があるわけではないわけです。

住民：それは違う、藤本さん。話がややこしくなるんだけど、我々は有権者ですから主権者ですよ。我々は、こうやって話してるわけですから、私たちも当然責任を持つつもりで話してるんですよ。県に責任をお任せするというような立場はとりませんよ。

管理監：いえいえ、そういう形で、「RD産廃処分場問題に関する県の対応についての見解」という形で、周辺自治会の人と22年6月20日に結ばせてもらったというのは、5番目のところで調査・対策工については県の責任で行うものであり、住民側との合意を理由にして県の責任を住民方に転嫁することのないようにと、これはずっと我々は思ってるわけです。

ですからこういう中で、例えば住民さんが言うたからこうやったけど失敗したとかいうて、それで住民さんのほうへ責任をやったら、我々行政としての責任は全くないという話になりますから、そうやなしにこの問題の解決は、我々県行政の責任でやるという形ですから、この話し合いの中でいろいろな形で皆様方が意見をもらってという形でや

っていったとしても、それでもし何かがあってもその責任はすべて県にあるというのがまず第一義的なものでしょうと。それを大変責任感の強いという形でそういう心配をしておられるかもわかりませんが、あくまでのこの責任というのは県にあるわけですから、県として代執行を行うわけですから、その点は我々の責任やということで最後まで県は責任を持ってやっていきますということはおかねがね言わせてもらっているところなんですけど。

住民：そりゃそうなんだけど、県というものを成り立たせているのは有権者であるわけですし、我々は県に責任を押しつけようというつもりはありません、少なくとも。

ただ、逆に言うと、県に我々の責任を押しつけてもらったら困るって言うだけです。私たちのほうに責任を押しつけてもらっては困るって言うわけで、県に押しつけるって言うつもりはありません、私は。

それは、市民としての責任というのはあるからね、法的な責任だとか決定の責任だとかという責任の中身の問題になるけれども、そのさまざまな税金の使い道に関しては、有権者としてそしてこの問題にかかわった以上、周辺住民はそれは市民としての責務を果たしてると思います、当然ながら。そういう意味では、責任は我々にある程度担っているわけですよ。

住民：これは、住民が一切責任感じず県だけの責任になってくると、こんな会合も要らんわけ、早い話が。こういう会合があるということは、我々も責任があるからこういう会合を持つてるわけ。

住民：そういうことです。

住民：ほんで、この周辺自治会だけと違う、よその自治会の人に言わすと、「あんたらは県といろいろ話してるけど、責任持てんのか。」と言われるわけ。だから県が全面的に責任持つからあんたらええよって、そんな我々そんなこと通用せん、それは。

管理監：いやいや、そんなつもりで言ってませんよ。

住民：時期はいろいろ、今●●さんおっしゃったようにうまくいかんということが、そういう懸念もあるけども、最終的にできるだけ早い時期に、そういう**ときに決定前にそういう説明会というのは、大きな説明会を開くか、例えば傍聴に来ていただいた方にも意見言う機会を**もっと公開にするとかいろいろなやり方はあるかもしれませんが、大きな部屋とつてもどんだけ今来られるかいうのもちょっと心配なところはありますけど。何らかの形を、市のほうはとっていただけたらなというふうな、うちの希望でした。私もそう思います。

住民：やっぱり、栗東市さんから言ったほうがいいんじゃないですか。

市部長（栗東市）：今、私とここに市が説明会をしたらどうですかという提案をいただいているんですけど、この対策工を講じるのは県なんですよね。対策をするのは。

住民：市は司会でいいんです。

市部長：だから、司会をするっていうことも、県が来なかったらできませんよね。それは、私ども議会のほうでお答えしてるんですが、県には何回も言ってるんですよ。一定方向づけができた段階で、県主催で住民の説明会をしてくださいと言うてるんですけども、正直な話、いい回答ももらってないんです。議会のあるたびに質問受けますから、あるたびにそういうお答えをしてるんです。

まずは、周辺の7自治会の皆様方の一定方向づけができた段階で、県が説明会をしてくれたら、私とこはありがたいなと思ってます。司会くらいは何ほでもしますけども、実際にただこの説明会のやり方は、かなり難しい問題がありまして、●●さんおっしゃるように、一昨年から皆様とずっと話をしてるんです。この詰めがいっぱいあるんですよ。何十時間もあるんです。それを例えば5時間くらいの説明会をしても、なかなか、周辺自治会の方には理解してもらえりけども、全体の方にほんまに理解してもらえりかっていうと、かなり難しい問題がありますので、これも県が二の足踏むのも一定私も理解しているんで、今後また十分、県と相談させていただいて、皆様方の御意向を尊重する形でそういう形で説明会ができるように考えていきたいと。

住民：県の人、何でええ返事がでけへんの。

管理監：対策工については、こういう形で先ほど言いました支障の除去という部分でもって関係する住民の方の理解を得て、具体的に決めてやっていきたいというふうに思っている。それについて、これだけ栗東の中で大きな問題になった部分については、市議会と、いわゆる市民の代表者の方がおられるところで説明もさせてもらっておりますし、そういう形でもっての説明は県として対応してるというふうに思ってるので、すべての市民どうのこうのというところまで、この対策工を決めるに当たってなぜというふうに我々としては思ってます。

住民：市民の代表がいるっていうのはわからんでもないねんけど、今の議員を市民の代表って言うていいのかな、無投票で皆当選してるからね。

住民：とりあえず栗東市**。

司会：すみません、予定の時刻も大分過ぎましたので、このあたりで終わらせていただいて。

室長：ちょっと済みません、先ほどからこの対策工の基本的な部分であります下流の経堂池の沈砂池の下とそこの北尾側のところが抜けてる可能性が多いということで、この対

策工をやっていこうということなんですけど、今のところ薄いという結果が出ておりまして、もうちょっと何本かボーリングをしてそのへんの状況を確認したいなど、ボーリング調査をちょっとさせていただこうかなと思っております。

それと、先ほどからお話がありました北尾側の鉛直遮水工、あのあたりもしするんだったらどのへんがいいのかなと、どこらへんまで廃棄物が埋まってるのかなというところをボーリングで調査を始めさせていただきたいなど。この調査の結果に基づいて、どこに打ったりどういうふうにしていくかということを決める基礎調査ですので、ちょっと始めさせていただきたいなどと思っております。OKしたわけじゃないのに、非常に言いづらいところと言われそうに思いながら言うてるんですけど、どちらにしても下流の沈砂池のところあのへんあたりが抜けてるのではないかと、抜けてるのと違うかと、薄い薄いというところで、どこらへんが抜けてるのかなという調査をさせてもらうのと、北尾側のところへんがどこらへんまで廃棄物が入ってるのかなというところの調査を並行してやらせていただきたいなど。

住民：**把握できてへん**。

室長：いやいや、何もかも皆さんにお話しした上で進めてますし、今のOKしてないやないかと言われるところもあるかなとは思うんですけど、どっちにしたって重要な部分でございまして、早くボーリングをしたいなどと思っております。

住民：今ごろね、廃棄物はどこまであるか、ちょっとボーリングしたいっていうのもちょっとした驚きなんやけど。把握してないっていうことやね。

室長：いやいや、ボーリングで30メートルメッシュとかでやった部分は、ほんまの際をやったわけじゃないので、ほんまの際、処分場の境界あたりがどこらへんまで入っているのかというあたりを何本かさせてもらうのと、深く掘られて薄くなってるところがどのへんが抜けてるのか、もうちょっとボーリングさせていただきたいなどということで、現場を動かさせていただきたいなど。

住民：その調査計画は、いつできるんですか。もうこのまま調査計画なしで。

室長：調査計画。具体的にどこを掘るか。

住民：そうそう。

室長：それは今ここには出してないです。

住民：それは任せてくれっていうことなの。

室長：というのは、いいじゃないかなって言うてくれはったら、こういうふうにしても

らいますとか出して。うちも先走ってやってないので。

住民：調査させてくださいっていうお願いね。

室長：そうです。基本的な重要な部分ですので、まずは下流のほうが抜けてないかということ。

住民：はい、反対する人。いないです。

住民：ぜひやっていただきたい。それと同時に、中央部分は二次調査入ってないので、30メートルメッシュのままなんです。だからあのへんに本当に穴がないのかという不安・懸念がやっぱりある。だから1本でも2本でもちょっとそのへんも1回やってもらえるとありがたいんだけど。ぜひ、その追加調査はやってもらいたいと思います。

室長：させていただきます。どういうふうにするんやっていうと、ちょっとまたあれですけど、また出させてもらうことになります。また早急にお配りをさせてもらうということでよろしくお願いします。

住民：次回はいつですか。

住民：ちょっと1つ、今後、我々自治会のほうも、みんなと相談したり説明するんですけど、この説明資料なんかをもとに話をもつてかないかんし、また今度きょういただいた県の考え方、これらをもとに我々もこういうことを話してますよということを皆さんと話し合いしたいわけなんです。きょうの話も含めて、●●のほうからも要求・要望の一覧表を出してますので、その回答という意味合いもあって、これをもう少しQ&Aという方式でちょっとまとめてほしいなど。要するに最初私が話した握りつぶすような形にはしたくないんで。

住民：こういう話を廃棄物部会とかそういうところを出してほしいわけ。県のこういう資料だけ出したら、立派なことするなと皆思うんや。

ところが、内実はそうでない面もあるから、マイナス面も全部出してもらわんと、審議してもらえへんと思うんやけど。

住民：そういうことをきちっとしないと私も納得できないし、住民のほうも納得しないと思うんです。もうちょっときちっと整理していただきたい。

住民：うちから何か要望ちょっと1回、周辺自治会になってからも要望書出してるんですけどね。その分も一緒に資料として載せてほしいです。

住民：もうシュレッダーにかかったかな。

室長：先ほど言いましたように、聞いておる部分で抜けてる部分、もうちょっと補足して今のやつをもっと充実させてもらいます、リスクと。

申しわけないです、また次の日をちょっと決めさせていただきたいと思います。

7月12日木曜日はいかがでしょう。いつも一方的で、あきませんか。

市部長：どうしてもあかんかったらいいですけど。その日しかないなら。

室長：12日、栗東市さん、えらい無理言いますけど、すみませんあきませんか。

住民：市長との懇談会。だめです。

室長：13日は。

住民：13日はあかん。

室長：そうですか。11日どうでしょうか。11日は水曜日か。

住民：11日はちょっと勘弁してください。

室長：そしたら来週の9日月曜日はいかがでしょう。

済みません、9日でよろしくお願いします。

ちょっとまた場所は決まってませんので、またお知らせさせていただきます。7月9日また1週間後ですけど、よろしくお願いします。

司会：このあたりで終わらせていただきたいと思います。

本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございました。

以上